

令和 6 年度

和歌山県交通安全実施計画

和歌山県交通安全対策会議

ま え が き

令和５年に県内で発生した交通事故の状況は、発生件数１，３５５件（前年比３４件減）、死者数３１人（前年比７人増）、負傷者数１，５８８人（前年比６１人減）で、関係機関・団体や県民の皆様の継続的かつ真摯な取組により、発生件数、負傷者数は前年より減少しました。

しかしながら、死者数は増加し、飲酒運転等の悪質・危険な運転による事故が依然として後を絶たないなど、交通情勢は、未だ厳しい状況にあります。

そのような状況を踏まえ、和歌山県交通安全対策会議では「令和６年度和歌山県交通安全実施計画」を策定しました。この実施計画は、交通安全対策基本法（昭和４５年法律第１１０号）第２５条第１項の規定に基づいて作成した「第１１次和歌山県交通安全計画（令和３年度～７年度）」に沿って、令和６年度の県内における陸上交通の安全に関し、県及び国の地方行政機関等が講じる施策を取りまとめたものです。

交通事故のない社会の実現のため、この実施計画に基づき、構成員が相互に緊密な連携を図りながら、市町村をはじめ関係機関・団体や県民の皆様との協働のもとに、各種施策の着実な推進を図ってまいります。

和歌山県交通安全対策会議

目 次

第1 道路交通環境の整備

1	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
2	高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	3
3	幹線道路における交通安全対策の推進	3
4	交通安全施設等の整備事業の推進	5
5	高齢者等の移動手段の確保・充実	9
6	歩行者空間のユニバーサルデザイン化	9
7	無電柱化の推進	9
8	効果的な交通規制の推進	10
9	自転車利用環境の総合的整備	11
10	高度道路交通システムの活用	12
11	交通需要マネジメントの推進	13
12	災害に備えた道路交通環境の整備	13
13	総合的な駐車対策の推進	15
14	道路交通情報の充実	16
15	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	16

第2 交通安全思想の普及徹底

1	段階的かつ体系的交通安全教育の推進	19
2	効果的な交通安全教育の推進	23
3	交通安全に関する普及啓発活動の推進	24
4	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	28
5	地域における交通安全活動への参加・協働の推進	29

第3 安全運転の確保

1	運転者教育等の充実	29
2	運転免許業務の改善	33
3	安全運転管理の推進	34
4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	34
5	交通労働災害の防止等	38
6	道路交通に関連する情報の充実	39

第4 車両の安全性の確保

1	自動車アセスメント情報の提供等	41
2	自動車の検査及び点検整備の充実	42
3	リコール制度の充実・強化	43
4	自転車の安全性の確保	44

第5 道路交通秩序の維持

- 1 交通の指導取締りの強化等 4 4
- 2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 4 5
- 3 暴走族等対策の推進 4 6

第6 救助・救急活動の充実

- 1 救助・救急体制の整備 4 7
- 2 救急医療体制の整備 4 9
- 3 救急関係機関の協力関係の確保等 4 9

第7 被害者支援の充実と推進

- 1 自動車損害賠償保障制度の充実等 5 0
- 2 損害賠償の請求についての援助等 5 0
- 3 交通事故被害者支援の充実強化 5 1

第8 鉄道交通の安全

- 1 鉄道交通環境の整備 5 1
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 5 2
- 3 鉄道の安全な運行の確保 5 3
- 4 鉄道車両の安全性の確保 5 9
- 5 救助・救急活動の充実 5 9
- 6 被害者支援の推進 5 9

第9 踏切道における交通安全

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の推進 6 0
- 2 踏切保安設備の整備 6 1
- 3 踏切道の統廃合の推進 6 1
- 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 6 2

令和6年度和歌山県交通安全対策予算 6 3

救急告示病院・診療所一覧表 6 5

和歌山県交通安全対策会議構成表 6 7

各項目記載の【実施機関】欄における、
（教）は和歌山県教育委員会を
（警）は和歌山県警察本部を
（県）は和歌山県の知事部局をそれぞれ表します。

※ 巻末の「和歌山県交通安全対策会議構成表」を参照してください。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 (警) 交通規制課 (県) 道路保全課
種 別	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
内 容	(1) 生活道路における交通安全対策の推進	

【計画の実施方針及び重点】

生活道路において、歩行者や自転車利用者等の安全な通行を確保するため、交通実態を踏まえた効果的な交通規制及び交通安全施設の整備等の総合的な交通事故抑止施策を道路管理者と公安委員会が連携して実施する。

【計画の内容】

(1) 「ゾーン30プラス」の推進

自動車の通行よりも歩行者・自転車利用者の安全確保が優先されるべき生活道路が集積している区域において、最高速度を30キロメートル毎時とする区域規制や道路標識の設置、路側帯の設置・拡幅等を実施し、その区域を「ゾーン30」(27エリア)に設定しているが、今後は整備効果を高めるべく、区域内にハンプ・狭さくといった物理的デバイスを設置する新たな施策「ゾーン30プラス」を関係機関と連携し、推進する。

(2) 「生活道路対策エリア」(20エリア)の対策推進

交通事故データ等を活用し、生活道路対策エリア候補を抽出して、生活道路対策エリアの取組を進める区域を登録し、対策の実施を推進する。

生活道路対策エリア

市町村名	地区名	登録時期	市町村名	地区名	登録時期
和歌山市	雄湊	H28.3	田辺市	田辺第三	H30.9
和歌山市	安原	H28.3	田辺市	田辺東部	H30.9
和歌山市	安原	H28.3	新宮市	神倉	H30.9
和歌山市	宮前	H29.2	新宮市	緑ヶ丘	H30.9
和歌山市	木本	H29.2	上富田町	朝来	H30.9
和歌山市	西脇	H29.2	上富田町	南紀の台	H30.9
田辺市	田辺会津	H30.9	すさみ町	江住	H30.9
田辺市	田辺新庄	H30.9	串本町	潮岬	H30.9
田辺市	田辺第一	H30.9	岩出市	野上野	R2.3
田辺市	田辺第二	H30.9	岩出市	荊本・畑毛・金屋	R2.3

(3) 「あんしん歩行エリア」(12エリア)における歩行者等の安全対策の推進

平成24年度に設定した死傷事故発生割合が高い住居系地区又は商業系地区で、その外縁を幹線道路が構成する「あんしん歩行エリア」について、歩道整備を始めとした総合的な事故抑止対策を推進する。

あんしん歩行エリア

市町村名	地区名	面積 (k m ²)	市町村名	地区名	面積 (k m ²)
和歌山市	延時・狐島	1.43	和歌山市	雄湊・中之島	1.82
和歌山市	宮・宮北	1.83	和歌山市	大新・新南	1.39
和歌山市	宮前	1.92	海南市	J R海南駅周辺	1.09
和歌山市	雄湊・広瀬	1.11	御坊市	湯川町・御坊	1.79
和歌山市	吹上・芦原	1.75	田辺市	J R紀伊田辺駅周辺	1.56
和歌山市	四箇郷	2.01	新宮市	J R新宮駅西地区	1.23

(4) 安全かつ円滑・快適な道路交通環境の確立

歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間を整備する。ハンプ・クランク等車両速度を抑制する道路構造等により歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、外周幹線道路の通行を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプ・狭さくの設定等によるエリア内への通過車両の抑制対策や信号機のない横断歩道の手前で、通行車両を減速させるため、カラー舗装・段差舗装を実施する。

また、高輝度標識等の見やすくわかりやすい道路標識・道路標示の整備や信号灯器のLED化、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイスと組み合わせたゾーン規制の活用等の安全対策や外周幹線道路を中心とした信号機の高度化、光ビーコン、交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通流円滑化対策を実施する。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 (警) 交通規制課 (県) 道路保全課
種 別	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
内 容	(2) 通学路等における交通安全の確保	

【計画の実施方針及び重点】

通学路等における交通安全を確保するため、教育委員会、PTA、学校、道路管理者、警察等による合同点検の実施や交通安全対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を講じて、通学路等の歩道や歩行空間の整備を積極的に推進する。

【計画の内容】

(1) 通学路等における交通安全を確保するため教育委員会、PTA、学校、道路管理者、警察等の関係機関による通学路の合同点検において抽出した箇所について、必要なハード・ソフト対策を実施する。

(2) 合同点検の実施結果や道路交通実態を踏まえ、通学路等における通学・通園児童等の安全確保に向けた押しボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、横断歩道等の拡充等を推進する。

(3) 生活道路の交通安全確保のため、市町村からの要請に応じ、対策エリアにおける自動車の速度に関する情報や抜け道利用に関する情報等の提供、物理的デバイスの整備を推進する。

(4) 継続的に通学路の合同点検を行い、「通学路交通安全プログラム」を更新する。

(5) 「通学路交通安全プログラム」に掲載されている箇所について、安全確保に必要な対策を実施する。

(6) 未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全確保のために、関係機関による緊急安全点検の結果に基づき抽出された箇所について、必要な対策を実施する。

(7) 通学路等の歩道整備や歩行空間の整備を推進する。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 (警) 交通規制課 (県) 道路保全課
種 別	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
内 容	(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	

【計画の実施方針及び重点】
高齢者や障害者等を含めた全ての人が安全に安心して参加・活動できる社会を実現するため、駅や公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

【計画の内容】
(1) 高齢者や障害者等を含めた全ての人が安全に安心して通行できるよう歩道の段差や勾配の改善などの整備を実施する。
(2) 高齢者や障害者等を含めた全ての人が安全に安心して参加・活動できる社会を実現するために必要

な交通規制を検討する。

- (3)「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。バリアフリー法)に規定する生活関連経路を構成する道路を中心に、音響により信号表示の状況を知らせる音響信号機、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示機能付き歩行者用灯器や歩行者と自動車の流れを分離して事故を防止する歩車分離式信号機の整備を推進する。

- (4)「和歌山県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」(平成25年和歌山県条例第19号)を遵守し、歩行空間におけるバリアフリー化を推進する。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 西日本高速道路株式会社
種 別	2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	
内 容	(1) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	
【計画の実施方針及び重点】 高規格道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成する道路）から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。 特に、高規格道路等事故率の低い道路の利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、人優先の道路交通を形成する。 【計画の内容】 高規格道路等の整備を行い、道路の適切な機能分化を推進する。		

項 目	第1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 (警) 交通規制課 (県) 道路政策課 (県) 道路保全課 (県) 道路建設課 西日本高速道路株式会社
種 別	3 幹線道路における交通安全対策の推進	
内 容	(1) 幹線道路における交通安全対策の推進	
【計画の実施方針及び重点】 幹線道路における交通安全対策については、事故危険箇所を含め死傷事故率の高い区間や、地域の交通安全の実績を踏まえた区間を優先的に選定し、対策立案段階では、これまでに蓄積してきた対策効果データにより対策の有効性を確認した上で次の対策に反映する「成果を上げるマネジメント」を推進するとともに、急ブレーキデータ等のビッグデータを活用した潜在的危険箇所の対策などきめ細かく効率的な事故対策を推進する。 また、高規格道路から生活道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。 さらに、一般道路に比べて安全性が高い高規格道路の利用促進を図る。 【計画の内容】 (1)「事故ゼロプラン」の推進 直轄国道において、交通事故対策への投資効率を最大限に高めるため、「成果を上げるマネジメント」を導入し、「選択と集中」、「県民参加・県民との協働」により重点的かつ集中的に交通事故の撲滅を図るため、「事故ゼロプラン」を推進する。 (2)事故危険箇所対策の推進 令和4年に警察庁と国土交通省が合同で事故危険箇所として指定した箇所について、警察と道路管理者が連携して重点的、効果的かつ効率的な事故抑止対策を講じる。		

地区名	路線名	地区名	路線名
紀の川市粉河	国道 2 4 号	上富田町生馬（生馬交差点）	国道 3 1 1 号
紀の川市打田（那賀病院前交差点）	国道 2 4 号	和歌山市坊主丁（坊主丁交差点）	和歌山停車場線
岩出市中島（中島交差点）	国道 2 4 号	和歌山市狐島（島橋北交差点）	和歌山阪南線
岩出市中迫（中迫東交差点）	国道 2 4 号	和歌山市手平五丁目（昭和通り交差点）	和歌山海南線
岩出市高塚（那賀高校前交差点）	国道 2 4 号	岩出市根来（岩出根来 I C 交差点）	泉佐野岩出線
岩出市中迫（中迫交差点）	国道 2 4 号	和歌山市市小路～梶取	紀ノ川停車場線
和歌山市新在家	国道 2 4 号	かつらぎ町滝～広口	国道 4 8 0 号
和歌山市鳴神（花山交差点）	国道 2 4 号	海南市日方～名高	国道 3 7 0 号
和歌山市楠本（川辺交差点）	国道 2 4 号	和歌山市次郎丸（延時交差点）	和歌山阪南線
和歌山市元寺町（北新橋西詰交差点）	国道 2 4 号	田辺市新庄町（橋谷橋東詰交差点）	田辺白浜線
和歌山市栗（栗交差点）	国道 2 6 号	田辺市新庄町（橋谷交差点）	田辺白浜線
和歌山市小松原通（県庁前交差点）	国道 4 2 号	和歌山市屋形町（屋形町交差点）	和歌山野上線
和歌山市小松原通（小松原五丁目交差点）	国道 4 2 号	和歌山市西汀丁（汀公園南交差点）	和歌山阪南線
海南市築地（築地西交差点）	国道 2 4 号	和歌山市三木町台所町（三木町交差点）	和歌山停車場線
那智勝浦町八尺鏡野（八尺鏡野交差点）	国道 4 2 号	和歌山市大谷（大谷交差点）	粉河加太線
白浜町日置（日置大橋交差点）	国道 4 2 号	和歌山市狐島（狐島交差点）	粉河加太線
那智勝浦町市屋～下里	国道 4 2 号	和歌山市湊（御膳松交差点）	和歌山阪南線
白浜町十九淵（富田橋交差点）	国道 4 2 号	和歌山市友田町 5 丁目（和歌山駅前交差点）	和歌山停車場線
新宮市緑ヶ丘 3（橋本交差点）	国道 4 2 号	和歌山市田中町 4 丁目（田中町交差点）	和歌山野上線
		和歌山市小雑賀（小雑賀交差点）	和歌山橋本線
		田辺市下万呂（下万呂交差点）	国道 4 2 号

	田辺市下万呂（下万呂西交差点）	国道４２号
	上富田町朝来（１９９８番地３）	国道４２号
(3)適切に機能分担された道路網の整備 ア 高規格道路の整備を推進する。 イ 府県間道路の整備を推進する。 ウ 幹線道路網やＩＣアクセス道路の整備を推進する。 エ 都市内道路の整備を推進する。 オ 基本的生活に不可欠な道路の整備を推進する。 (4)高速自動車国道等における事故防止対策の推進 ア 高速自動車国道等における逆走行為や立入りへの対策を行う。 イ 誤進入防止のための標識や路面標示等の整備を行う。 ウ 年末年始や大型連休時における渋滞最後尾付近の警戒等の安全対策を推進する。 エ 高速自動車国道等におけるヘリコプターによる救助・救急活動の支援を行う。 オ 事故や故障による停車車両の早期撤去等の渋滞対策を推進する。 カ 重大事故防止のため、暫定２車線区間の４車線化の整備を進めるとともに、対向車線逸脱防止設備（ワイヤーロープ式防護柵等）の整備を行う。また、対向車線逸脱防止設備の視認性を向上させるため、ワイヤーロープ支柱に視線誘導標を整備し安全対策を推進する。 (5)道路の改築等による交通事故対策の推進 ア 歩道整備や交差点改良を行い、安全な交通環境の整備を推進する。 イ 都市部において、自転車道など交通状況を踏まえた整備形態を選定し、自転車通行空間の整備を推進する。		

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 （警）交通規制課 （県）道路保全課
種 別	4 交通安全施設等の整備事業の推進	
内 容	（１）交通信号機、道路標識・標示の整備事業	

【計画の実施方針及び重点】
令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「社会資本整備重点計画」（令和3年5月28日閣議決定）に則して、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析に基づき重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

【計画の内容】
主な補助事業（国補助事業）

(単位：千円)

項目	内容		事業費
交通安全施設等の戦略的維持管理	信号制御機の更新	70基	269,166
	信号機改良	2基	
	信号灯器のLED化	35式	
	信号柱更新	30式	
	路側式道路標識	115本	
	標示	16.66km	
通学路の安全確保対策	路側式道路標識	40本	5,854
	標示	1.3km	

「ゾーン30・ゾーン30プラス」の推進	路側式道路標識	95本	16,908
	標示	2.8km	
歩行空間のバリアフリー化	エスコートゾーン	40.0m	1,840
より安全な信号制御方式等の導入	信号機改良	2基	3,788
事故危険箇所対策	標示	0.29km	426
道路整備等、交通環境の改善に伴う交通安全施設等の整備	路側式道路標識	10本	48,464
	標示	0.49km	
事業調査費			6,262
総事業費			352,708

主な県単独事業

(単位：千円)

項目	内容		事業費
交通信号機の新設・改良等	信号機新設	1 基	5, 9 6 2
	信号灯器 LED 化	2 2 式	4 3, 2 0 4
	信号機移設	1 式	3 0, 0 0 0
	信号柱更新（超過負担）	3 0 本	6, 0 0 0
	信号機運用改善	1 式	1, 4 8 2
道路標識の設置	大型道路標識	4 本	3, 3 1 2
	路側式道路標識	4 0 0 本	4 3, 5 6 0
道路標示の設置	標示	3 7. 5km	5 6, 7 5 4
	エスコートゾーン	8 0m	1, 7 6 0
電線類地中化整備事業		5 交差点	6 6, 0 5 1
交通管制センター下位装置廃止等			6 9, 4 5 1
事業調査費			7, 9 0 3
総事業費			3 3 5, 4 3 9

項 目	第1 道路交通環境の整備		【実施機関】 近畿地方整備局 (県) 道路保全課
種 別	4 交通安全施設等の整備事業の推進		
内 容	(2) 特定交通安全施設等の整備事業		

【計画の実施方針及び重点】
通学路交通安全プログラムに記載されている箇所の対策や事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において箇所の交通安全対策を進めるほか、既設歩道のバリアフリー化、道路標識設置等を行い、道路交通の安全性を向上させる。
(1)客観的な分析による事故要因の検証に基づき、事故の発生割合が高い区間における重点的な交通事故対策を実施する。
(2)生活道路において、人優先の考えの下、「ゾーン30」における面的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路等における安全で安心な歩行空間の確保を図る。

【計画の内容】
令和6年度特定交通安全施設等整備事業計画（近畿地方整備局所管分）

(単位：千円)

	工種	事業量	事業費
一 種 事 業	歩道（m）	13,800	1,400,000
	自転車道（m）	1,600	60,000
	横断歩道橋（箇所）	0	0
	中央帯（m）	0	0
	交差点改良（箇所）	2	83,000
	路肩の改良（m）	0	0
	視距の改良（箇所）	0	0
	車両停車帯（箇所）	0	0
	登坂車線（m）	0	0
	避難階段（箇所）	0	0
	小計	15,402	1,543,000
二 種 事 業	道路照明（基）	0	0
	防護柵（m）	1,400	89,000
	道路標識（本）	2	80,000
	区画線（m）	65,280	251,000
	視線誘導標（本）	0	0
	道路反射鏡（本）	0	0
	自転車駐車場（箇所）	0	0
	地点標（本）	0	0
	道路情報提供装置（式）	0	77,000
	簡易パーキング（箇所）	4	84,000
	道路間通信システム（式）	1	462,000
	小計	-	1,043,000
	合計	-	2,586,000

令和6年度特定交通安全施設等整備事業計画（（県）道路保全課所管分）

（単位：千円）

	工種	事業量	事業費
一種事業	歩道（m）	2, 0 0 0	2, 2 1 7, 5 3 0
	自転車道（m）	0	0
	横断歩道橋（箇所）	0	0
	中央帯（m）	0	0
	交差点改良（箇所）	5	2 5 5, 1 2 5
	路肩の改良（m）	1, 0 4 0	9 3, 1 0 0
	視距の改良（箇所）	1	3 9, 7 1 0
	車両停車帯（箇所）	0	0
	登坂車線（m）	0	0
	避難階段（箇所）	0	0
	小計	-	2, 6 0 5, 4 6 5
二種事業	道路照明（基）	2	4, 1 8 0
	防護柵（m）	2 7 0	2 3, 2 7 0
	道路標識（本）	3	1 0, 4 5 0
	区画線（m）	3, 4 0 0	6 7, 5 4 0
	視線誘導標（本）	0	0
	道路反射鏡（本）	0	0
	自転車駐車場（箇所）	0	0
	地点標（本）	0	0
	道路情報提供装置（式）	1	1 0, 0 0 0
	簡易パーキング（箇所）	1	1 2, 5 4 0
	道路間通信システム（式）	1	1 4 1, 5 3 7
	小計	-	2 6 9, 5 1 7
合計		-	2, 8 7 4, 9 8 2

項 目	第1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 （県）道路建設課
種 別	4 交通安全施設等の整備事業の推進	
内 容	（3）その他道路の新設・改良による交通安全対策	

【計画の実施方針及び重点】

道路交通の安全と円滑を図るため、バイパス整備・現道拡幅等改良事業の計画的実施と併せて、災害に強い道路整備を推進する。

【計画の内容】 ※近畿地方整備局所管分と（県）道路建設課所管分を合算した数値

		バイパス	拡幅改良等	計
国 道	延 長（m）	5 9, 6 9 2	6, 7 6 2	6 6, 4 5 4
	事業費（百万円）	4 1, 6 2 8	7, 5 9 1	4 9, 2 1 9
主要地方道	延 長（m）	1, 0 5 2	7 4 2	1, 7 9 4
	事業費（百万円）	3, 5 7 0	1, 3 2 5	4, 8 9 5
一般県道	延 長（m）	7 3 9	1, 2 4 0	1, 9 7 9
	事業費（百万円）	2, 0 1 7	2, 3 4 0	4, 3 5 7
計	延 長（m）	6 1, 4 8 3	8, 7 4 4	7 0, 2 2 7
	事業費（百万円）	4 7, 2 1 5	1 1, 2 5 6	5 8, 4 7 1

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 (県) 総合交通政策課
種 別	5 高齢者等の移動手段の確保	
内 容	(1) 公共交通の維持・確保	

【計画の実施方針及び重点】
高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進する。

【計画の内容】
地域交通の課題を抱える市町村に対し、アドバイザーの派遣や実態調査・デマンド交通等の実証運行について助成を行い、地域に適した交通体系の再構築を支援する。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 (警) 交通規制課 (県) 道路保全課
種 別	6 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	
内 容	(1) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化の推進	

【計画の実施方針及び重点】
高齢者や障害者等を含めた全ての人が安全に安心して参加・活動できる社会を実現するため、駅や公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を推進する。

【計画の内容】
車道との高低差が少ないセミフラット型の歩道整備、既設歩道の段差や勾配の改善などの効果的かつ効率的な実施を図る。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 (警) 交通規制課 (県) 道路保全課 (県) 道路建設課
種 別	7 無電柱化の推進	
内 容	(1) 無電柱化の推進	

【計画の実施方針及び重点】
歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、令和3年5月に国が策定した「無電柱化推進計画」や令和2年3月に県が策定した「和歌山県無電柱化推進計画」に基づき、道路の新設・拡幅等を行う際に同時整備を推進するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト削減等を図るほか、地上機器の小型化等による歩行者の安全性確保などの取組により、本格的な無電柱化を推進する。

【計画の内容】
「無電柱化推進計画」や「和歌山県無電柱化推進計画」に基づき、電線管理者と合意形成を図った無電柱化実施箇所について、無電柱化事業を21箇所（国12箇所、県9箇所）で実施や無電柱化の推進として新たな合意形成を図る

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 (警) 交通規制課
種 別	8 効果的な交通規制の推進	
内 容	(1) 交通実態に応じた合理的、効果的な交通規制	

【計画の実施方針及び重点】
地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握し、適切な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

【計画の内容】
新設道路の供用や道路改良等に伴い、道路交通環境は日々変化することから、既存の交通規制を見直すなど、交通実態に応じた、より合理的で効果的な交通規制を推進する。
(1) 最高速度規制
一般道路での実勢速度、交通事故発生状況等を勘案した点検・見直しを進めるとともに、規制理由等の周知措置等を計画的に推進する。
また、生活道路については、関係機関と連携して、速度抑制対策を推進する。
(2) 駐車規制
地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。
(3) 信号機の運用改善
歩行者等の横断実態等を踏まえ、待ち時間の長い押しボタン式信号の改善を行うなど、信号をより守りやすくするための信号機運用に改善する。
また、交通流の変化等によって不要となった信号機の撤去を推進する。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 (県) 道路保全課
種 別	8 効果的な交通規制の推進	
内 容	(2) 道路の構造保全、災害時の適切な交通規制の実施	

【計画の実施方針及び重点】
交通事故の減少を図り、良好な道路環境づくりを重点として、関係機関と協力した交通規制を実施する。

【計画の実施方針及び重点】
交通事故の減少を図り、良好な道路環境づくりを重点として、関係機関と協力した交通規制を実施する。

【計画の内容】
(1)案内標識・警戒標識の設置
歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、交差点や危険箇所に案内標識・警戒標識を設置して一般車両に警戒を促す。
(2)災害・異常気象時における適切な交通規制の実施
災害・異常気象時における交通事故を未然に防止するために、地すべり、落石等の事象に対し、関係機関と協力して適切な交通規制を実施する。
特に、危険が予想される規制区間については、降雨量が制限基準に達した時点で道路情報板に表示するとともに、バリケード等で通行止めを実施する。県管理道路において、遠隔操作が可能な電光掲示板を通行規制区間前後に配置し、迅速な通行規制を実施する。

規制区間	一般国道 (自専道除く)	39区間
	自動車専用道路	9区間
	主要地方道	25区間
	一般県道	17区間
	合計	91区間

項 目	第1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 (警) 交通規制課 (県) 県民生活課 (県) 道路政策課 (県) 道路保全課 (県) 道路建設課
種 別	9 自転車利用環境の総合的整備	
内 容	(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備	

【計画の実施方針及び重点】

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な交通体系の実現に向け自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、交通状況に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する必要がある。このことから、限られた道路空間において歩行者と自転車双方の安全性を高められるよう、歩道内における自転車通行位置の明確化や車道左端への自転車通行位置の明示等により、歩行者の安全に配慮した安全で快適な自転車通行空間の整備を推進する。

また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車が混在する区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。

【計画の内容】

(1) 「第2次和歌山県自転車活用推進計画」(令和4年3月、和歌山県)や「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月改定、国土交通省、警察庁)に則した自転車ネットワークの形成を推進するとともに、運転免許更新時におけるチラシの配布や路上指導、小・中・高等学校での交通安全指導を行い、自転車に関する交通法規の周知・啓発を図る。

(2) 利便性や安全性を備えた自転車利用環境の更なる向上を図るために、川・山・海のサイクリングロードについては、サイクリングロードの専用化等の整備を推進する。また、ナショナルサイクルルートに指定されている千葉県から和歌山県を結ぶ太平洋岸自転車道については、引き続き、国等と連携し矢羽根の整備などを推進する。

(3) 都市部において、国や和歌山市と連携して矢羽根型路面表示を設置することで、自転車の通行位置を示し、自動車のドライバーに自動車と自転車が車道内で混在することを注意喚起する。

(4) 道路交通環境や自転車の交通実態を踏まえ、自転車専用通行帯の指定を検討するとともに、自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車が混在する区間では、自転車通行の安全性を向上させるため、必要に応じて駐車禁止、駐停車禁止の規制を実施する。

(5) 自転車を共同で利用するシェアサイクルなどの自転車利用時における通行ルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。

(6) 自転車・歩行者が混在する自転車歩行者道において、ゴム製ポールや路面表示を設置し、自転車、歩行者の分離された通行空間を確保する。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 (県) 県民生活課
種 別	9 自転車利用環境の総合的整備	
内 容	(2) 自転車等の駐車対策の推進	

【計画の実施方針及び重点】

駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、県及び市町村、関係機関・団体等が適切な協力関係を保持し、地域の状況に応じ、駅前広場及び道路に自転車を放置させないようにするための広報啓発を行う。

特に、バリアフリー法に基づき、市町村が定める重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害者等の移動の円滑化に資するため、市町村、関係機関・団体と連携し、駐輪場等決められた場所に駐輪するよう広報啓発を行う。

【計画の内容】

市町村や関係機関と協力し、駅前広場及び道路に自転車を放置させないようにするための広報啓発を行う。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 近畿総合通信局 (警) 交通規制課 西日本高速道路株式会社
種 別	1 0 高度道路交通システムの活用	
内 容	(1) 高度道路交通システムの整備	

【計画の実施方針及び重点】

道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、円滑で安全な道路交通を実現するための新しい道路交通システムである「高度道路交通システム」(ITS)を引き続き推進する。

【計画の内容】

(1)UTMS (Universal Traffic Management Systems) 構想の実現
交通管制センターの高度化を基本として、高度な交通情報提供、動的経路誘導、車両の運行管理、公共車両の優先、交通公害の減少を図り、「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指す。

(2)道路交通情報通信システムの整備
安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムに渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0の整備・拡充とともにスマートフォンからの情報提供・収集も多くなっていることからモバイル環境の整備を推進する。
また、より高度な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、ITSスポット等の基幹施設の整備を推進する。

(3)交通事故防止のための運転支援システムの推進
ITSの高度化により交通の安全を高めるため、自動車単体では対応できない事故への対策として、路車間通信、車車間通信、歩車間通信等の高度なICTを活用した安全運転支援システムの実現に向けて、産・官・学が連携し推進を図る。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿運輸局 (警) 交通規制課 (県) 道路政策課 (県) 総合交通政策課
種 別	1 1 交通需要マネジメントの推進	
内 容	(1) 交通需要マネジメントの推進	

【計画の実施方針及び重点】

道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、広報・啓発活動を積極的に行うなど、交通需要マネジメント（TDM）の定着・推進を図る。具体的には、交通管制の高度化等に加えて、パークアンドライドの推進、情報提供の充実、時差通勤・通学、フレックスタイム制の導入等により、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を推進する。

【計画の内容】

(1) 自動車の効率的利用
共同配送等による物流の効率化等を図り、自動車交通量を減少させる。

(2) 経路・利用時間帯の変更
道路交通情報等により、混雑地域の交通量を分散させる。

(3) 手段の変更
ノーマイカーデー運動の実施等により、自動車交通量を減少させる。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 (県) 道路政策課 (県) 道路保全課 (県) 道路建設課 西日本高速道路株式会社
種 別	1 2 災害に備えた道路交通環境の整備	
内 容	(1) 災害に備えた道路の整備	

【計画の実施方針及び重点】

地震、豪雨、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

具体的には、地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

また、豪雨時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

さらに、津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格道路等の整備を推進する。

また、地震・津波等の災害発生時に避難場所となる等、防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点として位置づけ、その強化を図る。

【計画の内容】

(1) 高規格道路の整備を推進する。

(2) 府県間道路の整備を推進する。

(3) 幹線道路網や I C アクセス道路の整備を推進する。

(4) 都市内道路の整備を推進する。

(5) 基本的な生活に不可欠な道路の整備を推進する。

(6) 大規模地震発生時、緊急輸送道路の通行確保のために必要な橋梁の耐震化を進める。

(7) 地震・津波等の災害発生時に、「道の駅」を防災拠点として活用できるよう施設の拡充を推進する。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 (警) 交通規制課 (県) 道路保全課 西日本高速道路株式会社
種 別	1 2 災害に備えた道路交通環境の整備	
内 容	(2) 災害に強い交通安全施設等の整備	

【計画の実施方針及び重点】

地震、豪雨、津波等による災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通が確保できるよう交通安全施設の整備を推進する。

また、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するため、道路災害監視システムの開発・導入や交通規制資機材の整備を推進する。

併せて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等を計画的に更新する。

【計画の内容】

(1)地震、豪雨、津波等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通管
制センター、交通監視カメラ、各種車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進する。

(2)災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止するために、信号機電源付加装置の整備を推進する。

(3)道路情報提供装置の整備・充実を図る。

ア 道路情報システムの改修

イ H L形 (図形表示可能、フリーパターン) 交通情報板、道路情報提供装置の設置・更新

ウ 道路交通情報を提供する車間通信システムの整備

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 (警) 交通規制課 (県) 道路保全課 西日本高速道路株式会社
種 別	1 2 災害に備えた道路交通環境の整備	
内 容	(3) 災害発生時における交通規制	

【計画の実施方針及び重点】
災害発生時において、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

【計画の内容】
道路管理者と連携し、緊急交通路指定予定路線における道路啓開状況や道路損壊等による通行の支障の有無を把握する。
その上で、緊急交通路の指定を行う必要があると認めた路線・区間については、一般車両の排除等を行うとともに、関係府県警察・道路管理者と調整の上、緊急交通路の指定を行い、通行禁止又は制限といった交通規制を実施する。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 (警) 交通規制課 (県) 道路保全課 西日本高速道路株式会社
種 別	1 2 災害に備えた道路交通環境の整備	
内 容	(4) 災害発生時における情報提供の充実	

【計画の実施方針及び重点】
災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保、道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。
また、災害発生時には、警察や道路管理者が保有するプローブ情報や民間事業者が保有するプローブ情報から収集した道路交通情報を生成し提供することで、災害時における交通情報の充実を図る。

【計画の内容】
(1) 地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を計画的に推進する。
(2) 道路情報提供装置の整備・充実を図る。
ア 道路情報システムの改修
イ H L 形 (図形表示可能、フリーパターン) 交通情報板、道路情報提供装置の設置・更新
ウ 道路交通情報を提供する車間通信システムの整備

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 (警) 交通企画課 (警) 交通規制課 (警) 交通指導課 (県) 県民生活課
種 別	1 3 総合的な駐車対策の推進	
内 容	(1) 総合的な駐車対策の推進	

【計画の実施方針及び重点】
道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

【計画の内容】
(1) 地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。
(2) 関係機関・団体と連携した積極的な街頭啓発活動により、駐車マナーの向上や違法駐車排除意識の醸成に努めるとともに、交通安全活動推進センター及び地域交通安全活動推進委員と協働した広報啓発活動を推進する。
(3) 違法駐車車両の取締りの徹底及び「放置違反金制度」を運用した責任者追及の徹底を図る。
ア 交通事故や交通渋滞の要因となる
(ア) 幹線道路や交差点内における違法駐車に対する取締りの徹底
(イ) 子供、高齢者、障害のある人等の通行を妨害する悪質性・危険性・迷惑性の高い違法駐車に対する取締りの徹底
イ 違法駐車による影響が大きい路線や地域を分析し、「駐車監視員活動ガイドライン」に盛り込み、民間駐車監視員による継続的な放置駐車車両の確認、標章取付けを行う。
ウ 運転者責任を追及するとともに「放置違反金制度」等を適正に運用し、放置駐車違反車両の使用責任を追及する。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿総合通信局 近畿地方整備局 (警) 交通規制課 (県) 道路保全課 西日本高速道路株式会社
種 別	1 4 道路交通情報の充実	
内 容	(1) 道路交通情報の充実	

【計画の実施方針及び重点】

安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して正確できめ細かな道路交通情報をわかりやすく提供することが重要であり、高度化、多様化する道路交通情報に対する県民のニーズに対応し、適時適切な情報を提供するため、I C T等を活用した道路交通情報の充実を図る。

【計画の内容】

(1) 運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するV I C SやE T C 2 . 0 の整備・拡充することにより交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。

(2) 路側通信やスマートフォンを活用した道路交通情報を収集・提供する通信環境の整備を推進する。

(3) イベント会場周辺の交通安全確保等の有効な情報提供手段として、各種イベント会場における臨時の放送局の開設を推進する。

(4) コミュニティ放送局に対して道路交通情報を提供し、交通の円滑化を図る。
(令和6年4月1日現在：開局数5局)

(5) 道路情報提供装置の整備・充実を図る。

ア 道路情報システムの改修

イ H L 形 (図形表示可能、フリーパターン) 交通情報板、道路情報提供装置の設置・更新

ウ 道路交通情報を提供する車間通信システムの整備

(6) 防災基地を整備する。

(7) 交通管制センター中央部機能の整備・充実を図る。

(8) 日本道路交通情報センターとの連携による放送設備を利用した情報提供の充実を図る。

(9) 交通管制センターと道路管理者との交通情報板の機器接続及び道路映像の相互利用による交通情報の一元化等を推進する。

公安委員会と道路管理者との連携の下、それぞれの道路交通情報の相互活用を図り、道路交通情報収集・提供機能の一元化を推進する。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 (警) 交通規制課 (県) 道路保全課 西日本高速道路株式会社
種 別	1 5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
内 容	(1) 道路の使用及び占用の適正化	

【計画の実施方針及び重点】
(1)道路の使用及び占用の適正化
(2)不法占用物件の排除等
(3)道路の掘り返しの規制等

【計画の内容】
(1)道路パトロールを強化し、道路の不法占用や占用工事の指導監督、道路管理の強化を図る。
(2)道路パトロールやチラシ配布等を通して、沿道住民を始めとする道路利用者に対して道路愛護思想の普及を図る。
(3)春・秋の「全国交通安全運動」期間中及び「道路ふれあい月間」中の合同パトロールを実施する。
(4)歩行者、特に子供、高齢者、障害者の通行を妨害する不法占用物件等については、関係機関と連携し

- て撤去指導を行う。
- (5) 地方道路掘り返し規制連絡協議会等を開催する。
- (6) 交通安全活動推進センターの活用などにより、道路使用許可条件の遵守・原状回復状況等の調査確認、道路利用者に対する広報及び相談活動を十分に行う。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】
種 別	1 5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	近畿地方整備局 (県) 道路保全課
内 容	(2) 休憩施設等の整備の推進	西日本高速道路株式会社
【計画の実施方針及び重点】 過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。 また、道の駅において、子育て応援施設の整備が行き届いていないため、子育て世代の支援が不十分な状況となっており、道路利用者の利便性向上や災害時の一時避難箇所として役割及び地域活性化に寄与する施設を設置する。 【計画の内容】 国との一体型の道の駅において、道の駅の防災機能の強化のため無停電化、貯水タンク、防災トイレの整備や海南市下津町の国道42号において、道の駅の整備を推進する。 また、市町村が管理する単独型の道の駅のうち、子育て応援施設の整備に取り組めていない市町村に対し、施設の整備を働きかける。		

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 (県) こども支援課 (県) 都市政策課 市町村																		
種 別	1 5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備																			
内 容	(3) こどもの遊び場等の確保																			
【計画の実施方針及び重点】 こどもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、都市における良質な生活環境づくり等を図るため、社会資本整備重点計画等に基づき、都市基幹公園等の整備を推進する。 また、児童に健全な遊びを与え、情操を豊かにすることを目的とする児童館について、適正な運営を図るとともに、地域における児童の健全育成の拠点として環境の確保に努める。 【計画の内容】 <table><tr><td>種別</td><td>公園及び緑地名</td><td>所在地</td><td>事業主体</td><td>整備計画面積</td><td>備考</td></tr><tr><td>地区公園</td><td>かつらぎ西部公園</td><td>かつらぎ町</td><td>町</td><td>7.3 ha</td><td>継続</td></tr><tr><td>総合公園</td><td>(仮称) 中央防災公園</td><td>海南市</td><td>市</td><td>42.8 ha</td><td>継続</td></tr></table>			種別	公園及び緑地名	所在地	事業主体	整備計画面積	備考	地区公園	かつらぎ西部公園	かつらぎ町	町	7.3 ha	継続	総合公園	(仮称) 中央防災公園	海南市	市	42.8 ha	継続
種別	公園及び緑地名	所在地	事業主体	整備計画面積	備考															
地区公園	かつらぎ西部公園	かつらぎ町	町	7.3 ha	継続															
総合公園	(仮称) 中央防災公園	海南市	市	42.8 ha	継続															

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 (県) 道路保全課 西日本高速道路株式会社
種 別	1 5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
内 容	(4) 道路法に基づく通行の禁止又は制限	

【計画の実施方針及び重点】
道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合や道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、「道路法」(昭和27年法律第180号)に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

【計画の内容】
災害発生時や異常気象時の道路の破損・欠壊等による交通事故を未然に防止するために、関係機関と協力して、異常気象、地すべり、落石等車両の通行規制等により適切な交通規制を実施する。

項 目	第 1 道路交通環境の整備	【実施機関】 近畿地方整備局 (警) 交通規制課 (県) 道路保全課 西日本高速道路株式会社
種 別	1 5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
内 容	(5) 地域に応じた安全の確保	

【計画の実施方針及び重点】

道路利用者の安全で快適な移動の確保や道路環境の保全を目的に、道路を常時良好な状況に保つために、道路の異状や損傷等の危険要因を早期に発見・対処する。

また、積雪寒冷等による通行規制地域においては、冬期の安全な道路交通を確保するため、積雪・凍結路面対策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施等を推進する。

また、気象・路面状況等の情報を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

【計画の内容】

(1)道路利用者の安全かつ確実な交通を確保するために、関係機関と連携を図りながら気象状況を早期かつ的確に把握し、降雪や凍結の恐れがある場合には、迅速かつ適切に雪氷作業等を行う。

(2)大雪が予想される場合には、予防的・計画的な通行止めを実施する。

(3)気象・路面状況等収集した道路情報を道路利用者に提供し、安全な道路交通の確保に資するため、道路情報提供装置等の整備を推進する。

(4)積雪・凍結時に安全な道路交通を確保するため、除雪や凍結防止剤の散布を実施する。

(5)道路情報提供装置の整備・充実を図る。

ア 道路情報システムの改修

イ H L 形 (図形表示可能、フリーパターン) 交通情報板、道路情報提供装置の設置・更新

ウ 道路交通情報を提供する車間通信システムの整備

項 目	第 2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 (教) 教育支援課 (警) 交通企画課 (県) 県民生活課 (県) こども未来課
種 別	1 段階的かつ体系的交通安全教育の推進	
内 容	(1) 幼児に対する交通安全教育の推進	

【計画の実施方針及び重点】

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通法規を遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能と知識を習得させることを目標とする。

【計画の内容】

(1) 幼稚園、保育所及び認定こども園において、幼児の特性に応じた保護者ぐるみの交通安全教室を実施する。

(2) 関係機関・団体と連携して、毎月 1 日の「子ども安全の日」を中心に、通園路において交通安全指導及び保護誘導活動を実施する。

(3) 市町村並びに幼稚園、保育所及び認定こども園と連携して、その職員に対する交通安全研修を実施する。

(4) 幼稚園、保育所、認定こども園及び幼児の保護者に対し、指導要領及び情報を提供し、幼稚園、保育所、認定こども園及び家庭における交通安全教育の促進に努める。

(5) 幼児の保護者に対して、幼児指導者向け交通安全教室を開催し、家庭における交通安全教育を促進する。

(6) 関係機関・団体と緊密に連携して通園路等の安全点検を行い、幼児の安全確保に努める。

(7) 警察本部交通部交通企画課安全教育係を県内全域に派遣し、幼児の特性に応じた交通安全教育を推進する。

(8) 母と子の幼児交通安全クラブ（ペンギンクラブ等）の育成及び指導者の養成に努めるとともに、自主活動を通じた交通安全教育を促進する。

(9) 幼稚園、保育所及び認定こども園の幼児を対象とした視聴覚教材を活用した交通安全教育を推進する。

(10) 幼児が楽しみながら交通安全を学べるよう、和歌山交通公園において、参加・体験・実践型の交通安全教室や交通安全イベントを積極的に実施する。

項 目	第 2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 (教) 教育支援課 (警) 交通企画課 (県) 県民生活課 市
種 別	1 段階的かつ体系的交通安全教育の推進	
内 容	(2) 小学生に対する交通安全教育の推進	

【計画の実施方針及び重点】
小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識と能力を高めることを目標とする。

【計画の内容】
(1)関係機関・団体と連携して、通学路及び学校において、交通安全指導及び自転車の安全点検を実施する。
(2)自転車安全教室等の開催や自転車に関する交通安全テストの実施による交通安全教育を推進する。

- (3)道路の正しい歩き方や、自転車の逆走（右側通行）の厳禁をはじめ正しい乗り方等について、関係機関・団体と協力して、街頭における指導を積極的に行う。
- (4)毎月1日の「子ども安全の日」に現場指導を通した交通安全教育を推進する。
- (5)学校や児童の保護者に対して必要な資料と情報を提供し、学校及び家庭における交通安全教育の促進に努める。
- (6)学校における交通安全指導は、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通して組織的・計画的に行う。
- また、各種の機会を捉えて自転車に乗車する場合の心得、自動車の特性及び交通事故発生時の措置等の交通安全教育を推進する。
- ア 交通安全指導のための特設時間等を設け、指導の充実を図る。
- イ 教職員を対象とした各種研修会・講習会を実施し、指導方法・内容について研究を深めるほか、心肺蘇生法の実技講習会を実施し、教職員の資質の向上を図る。
- ウ 交通安全意識の高揚を図るため、児童を対象として交通安全に関する図画、作文等の募集及び表彰を行う。
- (7)交通少年団等地域組織の育成及びその指導者の養成に努める。
- (8)小学生が楽しみながら交通安全を学べるよう、和歌山交通公園において、参加・体験・実践型の交通安全教室や交通安全イベントを積極的に実施する。

項 目	第2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】
種 別	1 段階的かつ体系的交通安全教育の推進	(教) 教育支援課 (警) 交通企画課 (県) 県民生活課
内 容	(3) 中学生に対する交通安全教育の推進	
【計画の実施方針及び重点】 中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する際は自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。 【計画の内容】 (1)関係機関・団体と連携して、通学路及び学校において、交通安全指導及び自転車の安全点検を実施する。 (2)自転車安全教室等の開催や自転車に関する交通安全テストの実施による交通安全教育を推進する。 (3)道路の正しい歩き方や、自転車の逆走（右側通行）の厳禁をはじめ正しい乗り方等について、関係機関・団体と協力して、街頭における指導を積極的に行う。 (4)毎月1日の「子ども安全の日」に現場指導を通した交通安全教育を推進する。 (5)学校や生徒の保護者に対して必要な資料と情報を提供し、学校及び家庭における交通安全教育の促進に努める。 (6)学校における交通安全指導は、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通して組織的・計画的に行う。 また、各種の機会を捉えて自動車の特性及び交通事故発生時の措置等の交通安全教育を実施する。 ア 交通安全指導のための特設時間等を設け、指導の充実を図る。 イ 教職員を対象とした各種研修会・講習会を実施し、指導方法・内容について研究を深めるほか、心肺蘇生法の実技講習会を実施し、教職員の資質の向上を図る。 ウ 交通安全意識の高揚を図るため、生徒を対象として交通安全に関する図画、作文等の募集及び表彰を行う。		

項 目	第2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 (教) 教育支援課 (警) 交通企画課 (警) 運転免許課 (県) 県民生活課
種 別	1 段階的かつ体系的交通安全教育の推進	
内 容	(4) 高校生に対する交通安全教育の推進	

【計画の実施方針及び重点】
高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車運転者・自転車利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通法規を遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目指す。

【計画の内容】
(1) 関係機関・団体と連携して、通学路や学校において、交通安全指導及び自転車の安全点検を実施する。
(2) 自転車安全教室等の開催や自転車に関する交通安全テストの実施による交通安全教育を推進する。
(3) 自転車・特定小型原動機付自転車等利用時における交通ルールを周知するとともに、関係機関・団体と協力して、街頭における指導を展開する。
(4) 運転免許取得者に対する、交通安全教育の推進を図る。
(5) 学校や生徒の保護者に対して必要な資料と情報を提供し、学校及び家庭における交通安全教育の促進に努める。
(6) 学校における交通安全指導は、保健体育、総合的な探究の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通して組織的・計画的に行う。
ア 交通安全指導のための特設時間等を設け、指導の充実を図る。
イ 教職員を対象とした各種研修会・講習会を実施し、指導方法・内容について研究を深めるほか、心肺蘇生法の実技講習会を実施し、教職員の資質の向上を図る。
ウ 交通安全意識の高揚を図るため、生徒を対象として交通安全に関する図画、作文の募集及び表彰を行う。

項 目	第2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 (教) 生涯学習課 (警) 交通企画課 (警) 運転免許課 (県) 県民生活課
種 別	1 段階的かつ体系的交通安全教育の推進	
内 容	(5) 成人等に対する交通安全教育の推進	

【計画の実施方針及び重点】
成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行う。
また、社会人や大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

【計画の内容】
(1) 各種の講習会・会議等の機会を捉えた運転実技講習や事故事例の検討会、視聴覚教材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
(2) 毎月15日の「近畿交通安全デー」に、関係機関・団体と連携して、シートベルト・チャイルドシート着用等を啓発し、交通現場における運転者教育を展開する。
(3) 他の車両等の通行を妨害する目的で急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行う「妨害運転（あおり運転）」が悪質・危険な行為であることと併せて、運転免許の取消処分の対象となることについても広報する。

- (4)安全運転管理者が事業所において行う交通安全教育を積極的に支援する。
- (5)「きのくにコミュニティスクール」の取組の一環として、PTAや青少年育成市民会議構成団体等と連携し、登下校時の子供たちの見守りや交通安全指導等を奨励する。
- (6)交通安全に対する意識や運転者としての自覚の高揚が図られるよう、公民館等における各種教室・講座等に交通安全をテーマとした内容を取り入れるよう市町村に対して助言するなど、地域ぐるみの交通安全活動の実施に努める。
- (7)社会教育関係団体の研修会等において交通安全に関するテーマを取り上げるよう助言し、当該団体の取組を中心とした地域ぐるみの交通安全意識の高揚に努める。

項 目	第2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 (警) 交通企画課 (県) 県民生活課 (県) 長寿社会課
種 別	1 段階的かつ体系的交通安全教育の推進	
内 容	(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進	

【計画の実施方針及び重点】

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通法規等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能及び交通法規等の知識を習得させることを目標とする。

【計画の内容】

(1)関係機関・団体との連携及び民間の協力を得て、高齢者交通事故防止総合対策を推進し、高齢者の交通事故防止を図る。

(2)KYT（危険予測トレーニング）や動体視力検査器を活用した参加・体験・実践型高齢運転者教育を実施するとともに、加齢に伴う身体機能の変化を自覚させることにより運転免許の自主返納を促す。

(3)関係機関・団体と連携して、高齢者交通安全大学を開講するなど地域ぐるみの高齢者交通安全対策を展開するとともに、老人クラブ・高齢者施設等における交通安全教育を強化し、自発的な安全行動の実践を図る。

(4)街頭における高齢者の保護誘導活動、反射材活用促進のほか、信号無視等危険行為を行う高齢歩行者・自転車利用者に対し、現場指導を通じた再発防止活動を推進する。

(5)警察本部交通部交通企画課安全教育係による、交通安全教育車「きのくにあんぜん号」を活用した高齢者交通安全教室の充実を図る。併せて、電動車椅子の利用者に対する安全利用に関する助言・指導を推進する。

(6)安全運転サポート車の安全性能について、交通安全教室等の機会を捉えて説明し、正しく周知する。

項 目	第２ 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 （警）交通企画課 （県）県民生活課
種 別	１ 段階的かつ体系的交通安全教育の推進	
内 容	（７）障害者に対する交通安全教育の推進	
【計画の実施方針及び重点】 障害者に対しては、交通安全のために必要な知識及び技能の習得のため、手話通訳者の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を開催するなど障害の特性に応		

じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。

【計画の内容】

- (1) 介護者や障害者施設の職員に対する交通安全教育を推進する。
- (2) 障害のある人に対する参加・体験型の交通安全教育を推進する。

項 目	第2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 (警) 交通企画課 (警) 運転免許課 (県) 県民生活課
種 別	1 段階的かつ体系的交通安全教育の推進	
内 容	(8) 外国人に対する交通安全教育の推進	

【計画の実施方針及び重点】
外国人に対し、我が国の交通に関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進する。定住外国人に対しては、母国との交通法規の違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めるとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。

【計画の内容】
(1)外国人に対して交通法規・マナーをガイドブック等で周知をする。
(2)外国人雇用・研修事業所等を対象にした交通安全教育を推進する。
(3)外国運転免許証から国内運転免許証への切替時における交通安全教育を推進する。
(4)短期滞在の来日外国人に対して、県警ホームページに英語、中国語、韓国語に対応した「日本の交通ルール」と「県内主要観光地の交通事故マップ」を掲載し、交通安全広報を推進する。

項 目	第2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 (警) 交通企画課 (県) 県民生活課
種 別	2 効果的な交通安全教育の推進	
内 容	(1) 効果的な交通安全教育の推進	

【計画の実施方針及び重点】

受講者が安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるよう効果的な交通安全教育を推進する。

【計画の内容】

(1)参加・体験・実践型の教育手法を積極的に取り入れ、受講者がより理解しやすい教育を推進する。
また、自動車教習所等の協力を得て実施するなど、創意工夫を凝らした交通安全教育を推進する。

(2)交通安全教育を行う関係機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有するとともに、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携に努める。

(3)受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、シミュレーター等の教材等の充実を図るなど効果的な教育手法の開発・導入を推進する。

(4)交通安全教育の効果について検証を行い、その効果を確認するとともに、必要に応じて教育方法の見直しや使用する教材の改良などの措置を講じ、常に効果的な交通安全教育の推進に努める。

項 目	第2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 (警) 交通企画課 (県) 県民生活課
種 別	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
内 容	(1) 交通安全運動の推進	

【計画の実施方針及び重点】

県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための県民運動として、交通事故をなくする県民運動推進協議会が主体となり、県民ぐるみの交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

＜令和6年度交通安全運動重点＞

- (1) こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- (3) 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- (4) 飲酒運転の根絶

【計画の内容】

- (1) 交通安全運動等

	期 間	日数
交通安全県民運動	4月 1日 ～ 7年3月31日	365日
春の全国交通安全運動	4月 6日 ～ 4月15日	10日
わかやま夏の交通安全運動	7月11日 ～ 7月20日	10日
秋の全国交通安全運動	9月21日 ～ 9月30日	10日
わかやま冬の交通安全運動	12月 1日 ～ 12月10日	10日
- (2) 交通安全指導の日

「子ども安全の日」 毎月 1日
「近畿交通安全デー」 毎月15日
「交通事故ゼロの日」 毎月25日
- (3) 飲酒運転の根絶に向けた規範意識の醸成

様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の悪質性・危険性及び飲酒運転による交通事故実態を積極的に周知するとともに、運転者はもちろんのこと、車両等を提供した者、酒類を提供した者及び自己の運送を要求・依頼して同乗した者に対する罰則等についても周知する。
- (4) 横断歩道における歩行者事故防止に向けた各種取組の実施

運転者一人一人に横断歩道における歩行者優先の徹底を図るため、広報啓発活動等を始めとした各種取組を推進する。

また、横断歩道を渡る時に歩行者が手を上げるなどして、運転者へ横断する意思を明確に伝えることに加え、停止してくれた運転者に対し、「ありがとう」の気持ちを伝える（会釈など）ことで、運転者に横断歩行者保護の意識を向上させ、横断歩行者事故の抑止を目的とした「サイン＋サンクス運動」を継続し、推進校の指定や広報啓発活動等を実施する。

項 目	第2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 (警) 交通企画課 (県) 県民生活課
種 別	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
内 容	(2) 自転車等の安全利用の推進	

【計画の実施方針及び重点】

「和歌山県自転車等の安全利用の促進に関する条例」（平成31年和歌山県条例第17号）に基づき、自転車利用者等がそれぞれの責務を認識し、交通法規を遵守するとともに、被害者保護のため損害賠償保険等への加入促進を図る。

【計画の内容】

(1)参加・体験・実践型自転車安全教室を開催する。

(2)自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、関係機関・団体と連携した街頭における自転車指導を強化し、交通法規の徹底を図る。

(3)自転車軽自動車商業協同組合と連携した自転車安全点検を実施する。

(4)各季の交通安全運動を中心とした広報啓発活動を展開する。

(5)「自転車運転者講習制度」の周知と円滑な実施に向けた取組を推進する。

(6)自転車乗車時のヘルメット着用努力義務について、定着に向けた取組を推進する。

(7)自転車シミュレーター等を活用して、参加・体験型交通安全教室を推進する。

(8)自転車活用推進法（平成28年法律第113号）で定められた5月の「自転車月間」を中心に、自転車利用者に対する交通法規の周知と街頭指導活動を強化する。

(9)テレビやラジオ等のメディアを活用し、自転車保険加入の必要性を広く県民に呼びかけるとともに、自転車利用の機会が多い小・中・高校生を中心に啓発チラシを配布する。

(10)駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）利用者に対して、その特性を踏まえた安全走行に関する指導啓発活動を推進する。

(11)タンDEM自転車利用者に対して、普通自転車との違いや通行方法等の交通法規に関する広報を推進する。

(12) 特定小型原動機付自転車を含む小型モビリティ等の通行方法や交通法規に関する広報及び「特定小型原動機付自転車運転者講習」の円滑な実施に向けた取組を推進する。

(13)特定自動運行に係る許可制度の適正かつ円滑な運用を図る。

(14)自転車の安全利用を促進するため、適宜、対策会議等を開催し、関係機関の連携を強化する。

項 目	第2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 (警) 交通企画課 (県) 県民生活課
種 別	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
内 容	(3) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底	

【計画の実施方針及び重点】

シートベルトの効果や正しい着用方法について理解を深め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る（令和5年の一般道のシートベルト着用率は、運転席99.3%、助手席96.0%、後部座席46.5%（県警察とJAF和歌山支部との合同調査））。

このため、市町村や関係機関・団体との協力の下、あらゆる機会を捉えてシートベルト着用徹底の啓発活動等を展開する。

【計画の内容】

(1)全ての座席のシートベルト着用率・チャイルドシート使用率の向上を図るため、関係機関・団体と連携した広報啓発活動等を強力に推進する。

(2)全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用意識の高揚を図るため、主要幹線道路を中心とした街頭啓発活動やラジオ等のメディアを活用した広報活動を実施する。

(3)関係機関・団体と協力したチャイルドシート着用指導者の養成と着用指導による正しいチャイルドシートの利用を促進する。

項 目	第2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 (警) 交通企画課 (県) 県民生活課
種 別	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
内 容	(4) 反射材用品等の普及促進	

【計画の実施方針及び重点】

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用した積極的な広報啓発を推進する。

また、反射材用品等の視認効果・使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、関係機関・団体と協力した「貼る」、「付ける」活動を展開するほか、交通関係イベントにおいて展示を行うなど、反射材用品等の普及促進に努める。

【計画の内容】

(1) 反射材用品等の視認効果・使用方法等について理解を深めるため、夜間における参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、実践的・効果的な利用の促進に努める。

(2) 関係機関・団体と連携して、地域コミュニティの場における出前型の交通安全教育を積極的に展開する。

また、その場において積極的に反射材用品使用の有効性を広報啓発するとともに、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組込みを奨励する。

項 目	第2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 (警) 交通企画課 (県) 県民生活課
種 別	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
内 容	(5) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進	

【計画の実施方針及び重点】
飲酒運転による交通事故の実態・危険性等を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携して「ハンドルキーパー運動」の普及啓発に努めるなど、地域・職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例」（平成31年和歌山県条例第16号）に基づき、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という県民の規範意識の確立を図る。

【計画の内容】
(1)あらゆる広報媒体を活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故実態の周知を図る。
(2)地域交通安全活動推進委員や安全運転管理者、交通関係団体を通して、地域・職域ごとに飲酒運転根絶に向けた気運の醸成を図る。
(3)「ハンドルキーパー運動」を促進するため、関係機関・団体に対して飲酒運転根絶に向けた取組を要請する。
(4)あらゆる交通安全教育の機会を捉えて、飲酒疑似体験ゴーグルを使用した飲酒運転の危険性の周知と飲酒運転根絶に向けた取組強化の指導を行う。
(5)飲酒運転の根絶に向け、指導取締りを強化し、悪質運転者の排除を図る。

項 目	第2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 (警) 交通企画課 (県) 広報課 (県) 県民生活課
種 別	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
内 容	(6) 効果的な広報の実施	

【計画の実施方針及び重点】

県民一人一人が交通安全を自らの問題として捉え、日常生活の中で交通マナーの向上が図られるよう、テレビやラジオ、新聞、携帯端末、インターネット等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効性の高い広報を行う。

【計画の内容】

(1)各季の交通安全運動期間中の街頭啓発と併せてテレビ・ラジオ・SNS等の媒体を利用して重点的に広報活動を展開する。

(2)メディアを活用した広報を実施するとともに、「県民の友」を始めとした各種の広報紙への啓発記事の掲載、ホームページを活用した広報、広報車の運用による街頭広報、懸垂幕・横断幕・のぼり等を活用した広報等あらゆる広報媒体を活用して、県民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図る。

(3)小学生から高齢者まで広く県民から募集する交通安全年間スローガンを活用し、啓発の対象者に応じたきめ細かい広報活動を展開する。

(4)メディアに対する働きかけの強化を図るとともに、交通安全に関する資料提供をタイムリーに行う。

項 目	第2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 西日本高速道路株式会社
種 別	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
内 容	(7) 高速自動車国道における交通安全啓発活動の推進	

【計画の実施方針及び重点】
高速自動車国道における交通事故を防止し、安全かつ快適な交通の確保に努める。

【計画の内容】
(1)道路情報板やハイウェイラジオ、巡回車、横断幕・懸垂幕、休憩施設のトイレボード、iHighway による各種交通安全啓発を実施する。
(2)春・秋の全国交通安全運動実施期間中に、高速道路交通警察隊等関係部署と連携して、高速道路の休憩施設等において交通安全キャンペーンを実施する。

項 目	第2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 (警) 交通企画課 (警) 運転免許課 (県) 県民生活課 (県) 障害福祉課
種 別	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
内 容	(8) その他の普及啓発活動の推進	
【計画の実施方針及び重点】 高齢者の交通事故防止に関する県民意識を高めるため、高齢運転者標識（高齢運転者マーク）の普及・		

活用を図るとともに、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について広報を積極的に行う。

併せて、障害の特性についても理解を深めるとともに、身体障害者標識（身体障害者マーク）及び聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）を取り付けた自動車に対する保護意識を高めるよう努める。

【計画の内容】

障害者等用駐車区画や歩道の点字ブロック等に関するマナー・モラルの向上のため、リーフレットを活用するなどして啓発を行う。

項 目	第 2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】
種 別	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	近畿運輸局和歌山運輸支局 (教) 教育支援課 (警) 交通企画課 (県) 県民生活課
内 容	(1) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	

【計画の実施方針及び重点】

交通安全を目的とする民間団体の主体的な活動を促進する。

また、地域団体や自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等に対しては、交通安全運動等の機会を捉えて、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう働きかける。

さらに、交通指導員等の交通ボランティアに対しては、資質向上を図るための援助を行うことにより、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進する。

特に、民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図るため、交通安全教育の指導者を養成するためのシステムの構築及びカリキュラムの策定に努める。

【計画の内容】

- (1) 交通事故をなくする県民運動推進協議会の構成員である民間団体の自主的な活動を促進するため、各種の交通安全活動に関する情報提供や情報交換を積極的実施するとともに、関係機関・団体と連携した街頭活動や交通安全教育を充実させる。
- (2) 民間団体の活動の活性化を図るため、各種研修への参加を促進する。
- (3) 交通指導員等の交通ボランティアを対象とした講習会を年2回開催する。
- (4) 交通安全活動推進センターが民間における交通安全活動の中核として適正かつ効果的な運営が図られるよう指導監督に努める。
- (5) 各地域の交通ボランティア活動のリーダーとして活動している地域交通安全活動推進委員の効果的な活動を促進するため、地域交通安全活動推進委員連絡協議会研修会を地域別に開催するほか、交通安全教育活動に必要な知識や効果的な活動事例の紹介等必要な情報を積極的に提供するなどその指導・支援に努める。
- (6) 自動車販売交通安全対策推進協議会に設置されているセーフティ・アドバイザーの活動促進のために必要な情報提供を行い、アドバイザーによる運転者に対する自主的な交通安全教育活動の促進を図る。
- (7) 自動車販売交通安全対策推進協議会や交通安全協会安全運転管理者部会等が実施する安全運転コンテストの拡大に努める。

項 目	第2 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 (県) 県民生活課
種 別	5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	
内 容	(1) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	

【計画の実施方針及び重点】

交通安全は、地域住民等の安全意識により支えられることから、地域住民や当該地域を訪れ、関わりを有する通勤・通学者等も含め、交通安全に関する意識改革を促すことが重要である。

このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。

【計画の内容】

関係団体と連携を図り、各地域の小学生が主体的に行う「地域安全マップ」作製を支援し、危険箇所の認識と交通安全意識の向上を図る。

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 (警) 運転免許課
種 別	1 運転者教育等の充実	
内 容	(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	

【計画の実施方針及び重点】

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに、免許取得時及び免許取得後においては、運転者の安全運転に資する能力の向上や知識を深化させるための教育を行う。

また、これらの機会が、単なる知識や技能を教える場にとどまることなく、運転者の心理的・性格的な適性を踏まえた教育、交通事故被害者等の手記等を活用した講習などの交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて、運転者の意識及び態度を向上させるよう、教育内容の充実を図る。

【計画の内容】

(1)自動車教習所における教習水準を高めるため、交通事故の発生状況や道路環境等の交通状況を勘案した教習内容等の充実を図るとともに、指導員講習等を通して教習指導員の資質の向上を図る。

(2)運転免許取得時講習については、教習指導員の資質・能力の向上や講習資料の効果的な活用、資機材の整備など、内容の充実を図る。

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 (警) 運転免許課
種 別	1 運転者教育等の充実	
内 容	(2) 運転者等に対する再教育等の充実	
【計画の実施方針及び重点】 取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習、高齢者講習などの運転		

者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質・能力向上や講習資機材の高度化、講習内容・方法の充実に努める。

特に、飲酒運転を防止する観点から、飲酒取消講習の確実な実施や飲酒学級の充実に努める。

【計画の内容】

- (1) 停止処分者講習については、自動車を運転させて行う運転適性診断と指導の実施及び運転シミュレーターを使用した参加・体験・実践型の講習実施体制の強化を図る。特に、飲酒運転に対する危険性の認識等、運転者の意識改革に努める。
- (2) 更新時講習については、運転者の特性に応じて、優良運転者に対する講習（30分）、一般運転者に対する講習（1時間）、違反運転者に対する講習（2時間）及び初回更新者に対する講習（2時間）を効果的に実施するため、講習指導員の資質・能力の向上や講習資機材の整備・充実に努める。
- (3) 高齢者講習については、受講対象者が今後増加することに伴い、運転免許取得者等教育実施先及び委託先である自動車教習所に対し、より一層の講習指導員の養成及び資質・能力の向上を求めるとともに、実車講習や運転適性検査機器による安全運転の指導監督を行うなど、教育内容の充実に努める。
また、委託先からの講習等の検査結果に応じ、きめ細やかな教育に努める。
- (4) 違反者講習については、交通法規遵守・交通マナーの向上の風潮づくりのために効果的な講習を行う。
- (5) 初心運転者講習（準中型免許・普通免許・大型二輪免許・普通二輪免許・原付免許の取得者が、初心運転者期間中に一定の違反行為等を行った場合に実施）について、講習指導員の指導能力の向上を図り、より実践的な講習を行う。
- (6) 取消処分者講習（運転免許の取消処分、拒否処分又は国際免許の6月を超える運転禁止処分を受けた者を対象に実施）について、講習指導員の指導能力の向上を図り、より実践的な講習を行う。

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 (警) 運転免許課
種 別	1 運転者教育等の充実	
内 容	(3) 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育	

【計画の実施方針及び重点】
運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。

【計画の内容】
(1) 運転適性検査を実施し、受講者自らに危険な運転に直結しやすい要素（心理）が内在することを気付かせ、また、自らの長所、短所を冷静に見つめ直させて、短所が車の動きとして表れないようにさせる。
(2) 路上講習（二輪の場合は場内のみ）の際、受講者の危険な運転癖を指摘し、運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせ、今後の運転に活かせるように指導する。
(3) 実車による指導のみでは指導することが困難な交通事故及び危険な場面等について、運転シミュレーターを使用して疑似体験させ、受講者の運転行動の危険性等を是正する。

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 (警) 交通企画課 (警) 運転免許課
種 別	1 運転者教育等の充実	
内 容	(4) 二輪車安全運転対策の推進	
【計画の実施方針及び重点】 免許取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努めるとともに、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。		
【計画の内容】 (1) 二輪車安全運転講習については、交通安全協会や二輪車安全普及協会と連携して、安全運転に関する知識と技能を取得させるため、参加・体験・実践型の「二輪車教室」等を積極的に開催する。 (2) 二輪車安全運転推進委員会等と連携して、原付免許取得者に対する安全講習会を開催する。 (3) 交通安全教育設備が整っている自動車教習所を地域の運転者に開放し、交通安全教育センターとして積極的な運用を図る。 (4) 二輪車運転者を対象に、ヘルメットの正しい着用や胸部等を保護するためのプロテクターの着用を促す広報啓発活動を関係機関・団体と連携して積極的に展開し、二輪車運転の被害軽減対策を推進する。		

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 (警) 交通企画課 (警) 交通指導課 (警) 運転免許課 (県) 県民生活課
種 別	1 運転者教育等の充実	
内 容	(5) 高齢運転者対策の充実	

【計画の実施方針及び重点】

- (1) 高齢者に対する運転者教育の充実
- (2) 臨時適性検査等の確実な実施
- (3) 高齢運転者標識（高齢運転者マーク）の活用
- (4) 高齢運転者に対する現場指導の推進
- (5) 高齢運転者支援施策の推進
- (6) 運転免許自主返納に向けた取組の強化
- (7) 安全運転相談ダイヤル（＃８０８０）の効果的な運用

【計画の内容】

- (1) 警察本部交通部交通企画課安全教育係により、高齢者の特性及び交通事故実態に応じた運転者教育やシミュレーター等を活用した個別運転指導の推進に努める。
- (2) シルバードライビングスクール等実車を用いた高齢者四輪運転教室・バイク教室など実践的な安全運転講習会の積極的な開催を推進する。
また、高齢者交通大学等実践的・継続的な高齢者講習会の開校の推進を図る。
- (3) 高齢運転者マークの積極的な普及促進に努めるとともに、高齢運転者の保護に関する規定の効果的な運用を図る。
- (4) 交通指導取締り活動等を通じて高齢運転者に対する適切な現場指導を一層推進する。
- (5) 可搬型運転適性検査器やシミュレーターを活用した参加・体験・実践型高齢運転者講座を開催し、交通安全意識の向上を図るとともに、加齢に伴う身体機能の変化を自覚させることにより運転免許の自主返納を促す。
- (6) 高齢者の総合相談窓口「地域包括支援センター」と連携し、自主返納者の生活支援を図るほか、自

主返納の代理申請や日曜窓口における自主返納の申請受付による返納しやすい環境づくりを推進する。

(7)加齢に伴う身体機能の低下等のため自動車等の運転に不安のある高齢ドライバーやその家族が相談できる安全運転相談ダイヤル（＃8080）を周知し効果的な運用に努める。

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】
種 別	1 運転者教育等の充実	(警) 交通企画課 (警) 交通指導課 (県) 県民生活課
内 容	(6) シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底	
【計画の実施方針及び重点】 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用及び二輪乗車時におけるヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト、チャイルドシート及びヘルメット着用義務違反の交通指導取締りを推進する。 【計画の内容】 (1)後部座席を含む全ての座席のシートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の啓発指導を強化する。 (2)あらゆる広報媒体を活用してシートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用による被害軽減効果を理解させるよう広報に努めるとともに、関係機関・団体と連携して街頭指導及び啓発活動を推進する。 (3)各種講習会、交通安全運動等のあらゆる機会を捉えて、後部座席を含む全ての座席のシートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底に関する交通安全教育を推進する。 (4)関係機関・団体と連携したチャイルドシートの使用者に対する装着指導と指導者の養成を推進する。 (5)交通事故時の被害軽減を図るため、シートベルト着用義務違反等の取締りを推進する。		

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】
種 別	1 運転者教育等の充実	(警) 交通企画課 (警) 交通指導課 (警) 運転免許課
内 容	(7) その他の運転者教育等の充実	
【計画の実施方針及び重点】 自動車安全運転センターの業務の充実を図るとともに、自動車運転代行業の業務の適正な運営の確保及び指導育成等を行う。 また、危険運転者の早期排除を図る。 【計画の内容】 (1)自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを推進する。 (2)行政処分制度の適正かつ迅速な運用により、危険運転者の行政処分を執行して道路交通の場から早期に排除するとともに、長期末執行者の解消に努める。 また、自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気にかかっていると疑われる者等に対する迅速かつ適確な臨時適性検査等を行う。		

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 (警) 運転免許課
種 別	2 運転免許業務の改善	
内 容	(1) 運転免許業務の改善	

【計画の実施方針及び重点】

運転免許試験については、交通事故の傾向等最近の交通情勢を踏まえ、実際の交通環境における運転能力の有無を的確に判定するものになっているかどうか検証を行い、必要に応じて改善を図る。

また、県民の立場に立った運転免許業務を行うため、手続きの簡素化の推進による運転免許更新負担の軽減を図るとともに、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して受講者の受入体制の拡充を図る。

さらに、運転免許試験場における障害のある人等のための設備・資機材の整備及び運転適性相談活動の充実を図る。

【計画の内容】

- (1) 免許試験・免許業務に関する交通センター内の施設・設備等の整備・改善に努めるとともに、運転免許業務のDX化を図り、県民の利便性向上に資する運転免許業務を推進する。
- (2) 技能試験官の資質の向上、学科試験の見直し及び迅速な試験事務処理体制の整備に努めるとともに各種講習委託先の指導監督や講師等に対する研修を効果的に実施し、免許試験、各種講習の適正水準の維持・向上を図る。
- (3) 悪質・危険な運転者を道路交通の場から早期に排除するため、迅速かつ的確な行政処分の執行に努める。

また、危険運転者の改善を図るため、初心運転者講習や違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習について、講習指導員の計画的養成、講習施設・自動車等の資機材の整備充実に努め、実車講習や運転適性検査機器による指導の充実を図る。

- (4) 国外運転免許証取得者及び外国人による国内運転免許証取得者の的確な対応を行うとともに、偽造免許証による国内免許証の不正取得の防止に努める。
- (5) 優良運転者に関する運転免許証のメリット制を適正に運用するなど、優良運転者を積極的に評価する方策を推進し、運転者の自覚と責任ある行動を促す。
- (6) 停止処分者講習や更新時講習、高齢者講習、取消処分者講習等に際し、運転適性検査及び診断用模擬運転装置、CRT運転適性検査機器等を活用した運転適性診断を積極的に推進するとともに、その結果に基づいた安全運転指導を行い、運転者に自己の性格・運転特性を自覚させ、安全運転意識の醸成に努める。
- (7) 障害のある人等（一定の病気にかかっている者等を含む。）に関する運転免許の欠格事由が廃止され、自動車等の安全な運転への支障の有無を個別に判断することとされたことを踏まえ、障害のある人等に対する安全運転相談活動のより一層の充実に努める。

また、聴覚に障害のある人に対する免許手続等を適正に行うため、手話通訳の習熟を図る。

- (8) 加齢に伴う身体機能の低下などのため、安全な運転に不安のある高齢ドライバーやその家族からの相談に対しては、安全運転の継続に必要な助言・指導を行うほか、運転免許証の自主返納や自主返納者向けの各種支援施策について教示する。

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 (警) 交通企画課
種 別	3 安全運転管理の推進	
内 容	(1) 安全運転管理の推進	

【計画の実施方針及び重点】

安全運転管理者等（安全運転管理者及び副安全運転管理者）に対する講習の充実等により、資質の向上や交通安全意識の高揚を図るとともに、事業所において交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう、安全運転管理者等の指導を行う。

また、安全運転管理者等による若年運転者対策及び貨物自動車の安全対策を一層充実させるとともに、安全運転管理者等が未選任である事業所の一掃を図り、事業所内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理教育の徹底を図る。

さらに、事業活動中の道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者・安全運転管理者等による過積載・無免許運転等の指示・容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。

併せて、事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、それらの機器によって得られた事故等の情報を交通安全教育や安全運転管理に活用する方法について周知を図る。

(令和5年末現在 安全運転管理者3, 258人・副安全運転管理者648人)

【計画の内容】

(1)安全運転管理者等の管理能力の向上を図るため、法定講習の充実を図るとともに、交通事故多発事業所等安全運転管理上問題のある事業所や自動車の使用者として個別指導の必要がある事業所に対しては、報告資料の提出を求めるほか、個別の訪問指導を行うなど運転管理方法等の改善を図るとともに、安全運転管理者等の行う交通事故防止対策に対して積極的に支援を行う。

(2)事業活動中の交通違反等については、使用者等による過積載・無免許・過労運転等の指示・容認違反等に対する自動車の使用制限処分等の早期執行に努め、再犯防止と運転管理の充実を促進する。

(3)安全運転管理者等の選任状況を的確に把握し、未選任事業所の一掃を図る。

(4)安全運転管理者等に対する講習内容の改善を図り、運転前後における酒気帯びの有無の確認等、安全運転管理者が行う業務の重要性について指導する。

(5)事業所等における自主的な安全運転管理の推進を図るとともに、安全運転中央研修所における研修の受講や自主的な研修会の開催、シートベルト着用の徹底、安全運転コンテスト等による無事故無違反運動を推進する。

(6)自動車運転者に対する交通安全教育が安全運転管理者等の業務のひとつであることから交通安全教育に必要な技能と知識を身に付けることができるような内容を盛り込んだ講習の推進を図る。

(7)法定講習において、「ながら運転」や妨害運転等、関心の高い法改正を説示し、周知徹底するとともに、各事業所において自主的な施策を策定させるように働きかける。

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 近畿運輸局和歌山運輸支局
種 別	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
内 容	(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立	
【計画の実施方針及び重点】 令和3年3月に策定された「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、事業用自動車の事故による死者数・重傷者数の削減等の目標設定を行い、達成に向けた各種重点施策を確実に実施し、事業用自動車の安全・安心の確保に万全を図る。 なお、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全		

マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。

【計画の内容】

運輸安全マネジメント評価を実施する。

旅客自動車運送事業者 3事業者

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 近畿運輸局和歌山運輸支局
種 別	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
内 容	(2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	
【計画の実施方針及び重点】 自動車運送事業者における関係法令等の遵守及び適切な運行管理の徹底を図るため、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施するとともに、悪質違反を犯した事業者や重大事故を引き起こした事業者に対する監査を徹底する。 【計画の内容】 自動車運送事業者の一般監査等を実施する。 旅客自動車運送事業者 20事業者 貨物自動車運送事業者 10事業者		

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 近畿運輸局和歌山運輸支局 (警) 交通企画課
種 別	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
内 容	(3) 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶	

【計画の実施方針及び重点】

事業用自動車の運転者による酒気帯び運転や覚醒剤、危険ドラッグ等薬物使用運転の根絶を図るため、点呼時のアルコール検知器を使用した確認の徹底や、薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。

さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行う。

【計画の内容】

(1) 企業研修会等の機会を捉え、飲酒運転の罰則や飲酒運転周辺三罪・危険運転致死傷罪等の内容、アルコールの基礎知識等を身に付けさせるとともに、運転前後における運転者の酒気帯びの有無確認の確実な実施について指導する。

(2) 運行管理者に対する講習を実施する。
運行管理者等特別講習 2回

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 近畿運輸局和歌山運輸支局
種 別	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
内 容	(4) ICT・自動運転等新技术を活用した安全対策の推進	

【計画の実施方針及び重点】

事業者による事故防止の取組を促進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。

特に実用化されている衝突被害軽減ブレーキ等については、トラック、バス等による死傷事故の多数を占める追突事故の抑止等に大きな効果が見込まれるものであり、また、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対し支援を行う。

さらに、運行管理に利用可能なICT技術を活用することにより、働き方改革の実現に加え、運行管理の質の向上による安全性の向上を図るため、開発・普及を促進する。

【計画の内容】

ASV装置や運行管理に資する機器等を普及させるため、各種研修会等において事業者国に補助金制度の活用を周知する。

運行管理者等特別講習 2回

整備管理者研修 19回

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 近畿運輸局和歌山運輸支局
種 別	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
内 容	(5) 超高齢化社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策	
【計画の実施方針及び重点】 事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施する。		
【計画の内容】 (1) 研修会等において高齢運転者に対し加齢による身体能力の変化を認識させるとともに、運転者の運転特性を加味した指導・教育を実施するよう周知する。 (2) 研修会等において運転者に対し乗客の行動特性を加味した指導・教育を実施するよう周知する。 運行管理者等特別講習 2回		

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 近畿運輸局和歌山運輸支局
種 別	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
内 容	(6) 業態毎の事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策	
【計画の実施方針及び重点】 輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の		

取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施する。

【計画の内容】

研修会等においてモード毎の事故の特徴及び指導監督マニュアルについて周知する
運行管理者等特別講習 2回

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 近畿運輸局和歌山運輸支局
種 別	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
内 容	(7) 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	
【計画の実施方針及び重点】 社会的影響の大きい事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明や、より客観的で質の高い再発防止策を提言するため、平成26年から事業用自動車事故調査委員会による調査分析が行われており、引き続き、同委員会の再発防止策の提言を受けた対策についても確実に周知していく。		
【計画の内容】 研修会等において事故調査委員会の取り組み及び調査結果について周知する。 運行管理者等特別講習 2回		

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 近畿運輸局和歌山運輸支局
種 別	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
内 容	(8) 運転者の健康起因に伴う事故防止対策の推進	
【計画の実施方針及び重点】 運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患、大血管疾患等の主要な疾病について、対策ガイドラインの周知・徹底を図り、スクリーニング検査の普及を図る。		
【計画の内容】 研修会等において健康管理マニュアル、脳血管疾患ガイドライン等について周知する。 運行管理者等特別講習 2回		

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 近畿運輸局和歌山運輸支局
種 別	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
内 容	(9) 自動車運送事業安全性評価事業の促進等	

【計画の実施方針及び重点】

利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるようにするため、また、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の普及を更に促進する。

【計画の内容】

和歌山県貨物自動車運送適正化事業実施機関など関係団体との連携を密にし、地方公共団体及び民間団体等に、Gマーク認定事業所が積極的に選択されるよう「Gマーク制度」の周知を広く行う。

また、特に優れた認定事業所を表彰することにより、利用者に対する当該制度の周知を図るとともに、更なるGマークの取得促進を図る。

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 和歌山労働局
種 別	5 交通労働災害の防止等	
内 容	(1) 交通労働災害の防止	

【計画の実施方針及び重点】

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図ることにより、事業所における管理体制の確立や適正な労働時間及び走行の管理、運転者に対する教育・健康管理等交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進する。

【計画の内容】

春の全国交通安全運動（4月6日～4月15日）や全国安全週間準備期間（6月）、全国安全週間（7月1日～7月7日）、秋の全国交通安全運動（9月21日～9月30日）を重点に、関係団体等に対し、リーフレットを活用した「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図る。

特に、

- (1)交通安全教育の実施
- (2)労働災害事例の提供や危険マップによる危険の見える化、ポスターの掲示等による安全意識の啓発
- (3)危険予知活動等による日常的な安全活動の実施
- (4)点呼等による健康管理の実施
- (5)運転者の疲労に配慮した走行計画の策定や走行時間の管理を重点として周知し、職場における交通事故防止への取組を促す。

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 和歌山労働局 近畿運輸局和歌山運輸支局
種 別	5 交通労働災害の防止等	
内 容	(2) 運転者の労働条件の適正化等	

【計画の実施方針及び重点】

自動車運転者の労働時間や休日、割増賃金、賃金形態等労働条件の改善を図るため、「労働基準法」(昭和22年法律第49号)等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)の周知及びその履行を確保するための監督指導等を実施する。

【計画の内容】

(1)自動車運転者の労働条件確保・改善のための監督指導

自動車運転者については、依然として過重な長時間労働が見られることから、自動車運転者を使用する事業所に対して「労働基準法」等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守徹底させるため、監督指導を実施する。

また、必要に応じて和歌山運輸支局と合同監督を実施する。

(2)トラック運転者の労働時間改善に向けた取組

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」等を通じて、運送事業者、荷主、行政機関等が一体となって、取引環境の改善及び長時間労働の抑制を図るための取組を推進する。

(3)関係行政機関との連携

「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度」及び「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止に関する特別措置法」(昭和42年法律第131号)に基づく通報制度の活用により、陸運関係機関との連携を図る。

また、過労運転事案に関する警察機関との通報制度についても活用を図る。

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 (県) 危機管理消防課 西日本高速道路株式会社
種 別	6 道路交通に関連する情報の充実	
内 容	(1) 危険物輸送に関する情報提供の充実等	

【計画の実施方針及び重点】
危険物輸送時の事故による大規模災害の未然防止や災害が発生した場合の被害軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行や関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。
また、危険物運搬車両の交通事故により危険物の漏洩等が発生した場合に安全かつ迅速に事故処理を行うため、危険物災害等情報支援システムの活用や危険物に対応可能な装備資器材の整備を図る。

【計画の内容】
移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両に対する一斉立入検査を実施する。

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 近畿運輸局和歌山運輸支局
種 別	6 道路交通に関連する情報の充実	
内 容	(2) 国際海上コンテナの陸上輸送にかかる安全対策	

【計画の実施方針及び重点】
国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため、コンテナ貨物の重量や積付けに関する情報を運転者まで伝達することや、過積載・偏荷重等の不適切状態にあるコンテナを発見及び是正する措置について記載した「安全輸送ガイドライン」及び「安全輸送マニュアル」の内容を周知徹底し、関係者間における適切な情報共有を行い、陸上輸送の安全確保を図る。

【計画の内容】
「安全輸送ガイドライン」がマニュアルどおり履行されるためには、海上コンテナ輸送に携わる貨物運送事業者のみならず港湾関係者や発荷主等幅広い関係者の相互理解と協力が必要であるため、発荷主から海上コンテナを運送するトラック運転手に至る全ての関係者に対して、各種説明会や会議、HPなどあらゆる機会を捉えて周知を図る。

項 目	第3 安全運転の確保	【実施機関】 和歌山地方気象台 西日本高速道路株式会社
種 別	6 道路交通に関連する情報の充実	
内 容	(3) 気象情報等の充実	

【計画の実施方針及び重点】

道路交通に影響を及ぼす台風や大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象についての的確な実況監視を行い、関係機関や道路利用者等が必要な措置を迅速にとることができるよう、特別警報・警報・予報等を適時適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用を促進するため、防災関係機関等との情報共有やICTの活用等を図る。

さらに、道路の積雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

【計画の内容】

(1) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。

また、県民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムにわかりやすく提供する。

ア 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想されるときは、適時適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪に関する深刻な道路交通障害が見込まれる場合は国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

イ 緊急地震速報（予報・警報）・津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想されるときは、適時適切に緊急地震速報（予報・警

報）・津波警報等・地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

ウ 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、「大規模地震対策特別措置法」（昭和53年法律第73号）の規定に基づく地震防災対策強化地域に大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合は「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

エ 降灰予報

道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時適切に発表し、防災情報提供システム等を用いて関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(2) 気象観測予報体制の整備等

台風や大雨、大雪、竜巻等の激しい突風等の気象現象を早期かつ正確に把握し、適時適切に気象特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。

(3) 地震・津波の監視・警報体制の整備等

地震・津波による災害を防止・軽減するため、地震活動を常時監視して地震・津波に関する防災情報を適時適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

ア 緊急地震速報（予報・警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報・警報）について、受信時の対応行動等の更なる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及啓発及び精度向上に取り組む。

イ 津波警報等の確実な運用

地震計による観測等に基づき速やかに津波警報第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。

(4) 気象知識等の普及

気象・地象・水象に関する知識を普及するため、気象情報の利用方法等に関する講習会の開催や広報資料の作成・配布などを行うほか、運輸事業者や防災機関の担当者を対象とした特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会及び気象防災ワークショップを開催する。

項 目	第4 車両の安全性の確保	【実施機関】 近畿運輸局和歌山運輸支局
種 別	1 自動車アセスメント情報の提供等	
内 容	(1) 自動車アセスメント情報の提供等	
【計画の実施方針及び重点】 自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。また、対自転車衝突被害軽減ブレーキを評価項目に追加するとともに、交差点に対応する衝突被害軽減ブレーキ等の評価項目への追加に向けて試験・評価方法を検討するほか、衝突安全性能評価と予防安全性能評価等を統合し、車両全体としての安全性を評価する総合評価方式による公表を開始し、ユーザーが真に安全な自動車をより選択しやすいよう情報発信を行う。 さらに、自動車アセスメント事業における情報発信及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ＡＳＶ技術等の自動車の安全に関する先進技術の国民の理解促進を図る。		

【計画の内容】

窓口等において、リーフレットの配布、ホームページの案内等により、自動車アセスメント情報の提供を行い普及拡大を図る。

項 目	第4 車両の安全性の確保	【実施機関】 近畿運輸局和歌山運輸支局
種 別	2 自動車の検査及び点検整備の充実	
内 容	(1) 自動車の検査の充実	

【計画の実施方針及び重点】

(1) 自動車の検査の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と連携し、自動車検査の高度化を始めとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」の最終報告書を踏まえた、令和6年開始予定の「OBD検査」の導入するための体制整備を推進する。

また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。

(2) 型式指定制度の充実

車両の構造に起因する事故の発生を防止するため、不具合情報の収集に努める。

【計画の内容】

(1) 事業者に対する立入監査を実施する。

自動車分解整備事業者 20事業場

指定自動車整備事業者 350事業場

(2) 整備主任者に対する法令及び技術研修を実施する。

(3) 自動車検査員を養成する検査員教習及び有資格者を対象とした検査員研修を実施する。

(4) 指定自動車整備事業者に対する確実な検査の実施と不正改造車の排除についての研修を実施する。

(5) 自動車の日常点検等を管理している整備管理者に対し研修を実施する。

(6) 自動車の定期点検整備の普及促進のため、メディアの活用やポスター掲示等による周知や街頭検査等の実施による自動車使用者への啓発に努める。

項 目	第4 車両の安全性の確保	【実施機関】 近畿運輸局和歌山運輸支局 (警) 交通指導課 (県) 県民生活課
種 別	2 自動車の検査及び点検整備の充実	
内 容	(2) 自動車点検整備の充実	

【計画の実施方針及び重点】

(1)点検整備の充実

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和6年度においては、9月の1か月間に加え、地域事情に応じて近畿運輸局が独自に設定する1か月間を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開するとともに、車検時に法定点検の実施を確認できなかった車両（軽自動車、二輪車、被けん引車、大型特殊自動車（前面ガラス無）を除く。）については、その旨を検査標章裏面の余白に記載するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる

機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。特に大型車の車輪脱落事故については、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討ワーキンググループ」において令和2年10月に決定された中間とりまとめを踏まえ、タイヤ交換時の作業管理表を使用した正しいタイヤ交換作業の実施やホイール・ナットへのマーキング等の活用を推進する。

(2) 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和6年度においては、地域事情に応じて近畿運輸局が独自に設定した6月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を県内全域に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底する。

また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。

(3) 自動車整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化に伴い、自動車を適切に保守管理するためには、これらの変化に対応し、自動車整備事業者の整備技術を高度化する必要がある。このような状況を踏まえ、令和2年4月に施行された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、高度な整備技術を有するものとして国が認証を与えた整備工場（認証工場）でのみ作業が可能な整備の範囲を拡大することで、自動車の使用者が安心して整備作業を整備工場に委託できる環境作りを進めている。具体的には、これまで「対象装置の取り外しを行う整備（分解整備）」がその対象であったのに対し、対象装置に「自動運行装置」を加えるとともに、取り外しは行わずとも制動装置等の作動に影響を及ぼす恐れがある作業を対象に含め、特定整備と改称した。引き続き、当該特定整備制度を広く周知し、電子制御装置整備における整備主任者等の講習を推進するとともに、自動車特定整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行う。

【計画の内容】

(1) 自動車点検整備の推進や不正改造車の排除のための強化月間を設定し、推進する。

また、車両の法定点検については、関係機関と連携して、県内における完全実施を積極的に促進し、県内の実施率向上を図る。

(2) 暴走族等の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、街頭における指導取締りを推進する。

(3) ペーパー車検等の違法行為に関する情報収集に努め、取締りを強化する。

項 目	第4 車両の安全性の確保	【実施機関】 近畿運輸局和歌山運輸支局
種 別	3 リコール制度の充実・強化	
内 容	(1) リコール制度の充実・強化	

【計画の実施方針及び重点】

自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施するため、部品業者等からの情報収集体制の強化を図る。

また、自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。

【計画の内容】

窓口やホームページ等において「自動車の不具合情報ホットライン」を紹介することにより、自動車の利用者等から不具合情報の収集を行う。また、街頭検査、研修会等の機会を捉え、リコールに関連情報を提供し、リコール改修の向上を図る。

項 目	第4 車両の安全性の確保	【実施機関】 (教) 教育支援課 (警) 交通企画課 (県) 県民生活課
種 別	4 自転車の安全性の確保	
内 容	(1) 自転車の安全性の確保	

【計画の実施方針及び重点】

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため電動アシスト自転車及び普通自転車の「型式認定制度」を適切に活用する。

また、自転車利用者が定期的に点検・整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成する。

さらに、自転車利用者が加害者となる事故を起こし、高額な賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者と協力して、「和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例」（平成31年和歌山県条例第17号）に基づき、自転車保険への加入を促進する。

【計画の内容】

- (1) 自転車を利用する機会の多い小・中・高校生を中心に啓発チラシを配布し、自転車保険の加入を促進するとともに、テレビやラジオスポット放送等により、広く県民に自転車保険の必要性を訴える。
- (2) 自転車安全教育推進委員会等と連携し、自転車の点検・整備、安全利用の指導及びT Sマークの保険制度利用のための広報を推進するとともに、自転車安全整備店において点検・整備を行うよう呼びかける。
- (3) 学校関係者に対し、児童生徒が使用する自転車の点検・整備について協力を求め、不適切なハブステップを使用するなど整備不良自転車の一掃を図る。
- (4) 市町村や関係機関・団体との連携を強化して放置自転車の排除を行うとともに、秩序ある自転車の駐輪を呼びかける。
- (5) 電動アシスト自転車について、販売店等を通じ、その構造・性能の周知及び安全な利用方法の普及に努める。
- (6) 自転車の夜間事故防止のため、交通安全協会や学校等と連携し、反射材の普及を促進する。
- (7) 5月の「自転車月間」には、安全教育や広報啓発キャンペーンを重点的に展開する。
- (8) 自転車に乗車する際のヘルメット着用を積極的に促進する。

項 目	第5 道路交通秩序の維持	【実施機関】 (警) 交通指導課
種 別	1 交通の指導取締りの強化等	
内 容	(1) 一般道路及び高速自動車国道等における効果的な交通指導取締りの強化等	

【計画の実施方針及び重点】

高度な交通事故等の分析を推進し、交通事故実態や違反等に関する地域特性及び道路環境等を十分考慮しながら、歩行者・自転車利用者の事故抑止及び交通事故多発路線等における重大交通事故抑止に効果的な指導取締りを実施し、交通事故抑止を図る。

効果的な取締り及び機動警らにより、交通流の秩序維持及び交通事故抑止を図る。

近年、社会問題化している「妨害運転」に対しても厳正な取締りを推進する。

【計画の内容】

(1)一般道路における効果的な指導取締りの強化等

ア 交通事故抑止に資する指導取締りの推進

- (ア) 飲酒運転や無免許運転等の極めて悪質・危険な違反、シートベルト着用義務違反、携帯電話使用違反等の交通法規を無視した違反の取締り強化を図る。
- (イ) 子供や高齢者、障害者を保護するという観点に立った指導取締りを推進する。
- (ウ) 交通事故分析の高度化を図り、交通事故実態等の分析結果及び県民からの要望等に交通指導取締りの実施状況を加味して検証し、その結果を新たな取締り計画に反映させ、効果的な街頭指導活動を実行する、いわゆるPDCAサイクルによる取締り管理を効果的に推進する。
- (エ) 可搬式速度違反自動取締装置の運用等、通学路や未就学児が日常的に集団で移動する道路における指導取締りを推進する。

イ 自転車その他の特定小型原動機付自転車を含む小型モビリティ利用者に対する指導取締りの強化

自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等の違反には指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者や、違反行為により通行車両や歩行者に具体的な危険を及ぼした自転車利用者に対しては、検挙措置を講じる。

また、特定小型原動機付自転車を含む小型モビリティについて、飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、通行区分違反、横断歩行者妨害等の歩行者に危険を及ぼした運転者に対しては、検挙措置を講じる。

(2)高速自動車国道等における指導取締りの強化

悪質・危険・迷惑性の高い無免許運転、著しい速度超過、飲酒運転及び通行帯違反等の取締りを強化するとともに、速度違反自動取締装置及び可搬式速度違反自動取締装置を適正に活用して、秩序ある交通流の維持及び交通事故防止を図る。

項 目	第5 道路交通秩序の維持	【実施機関】 (警) 交通指導課
種 別	2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	
内 容	(1) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	

【計画の実施方針及び重点】

(1) 危険運転致死傷の立証を視野に入れた捜査の徹底

(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化等

(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

【計画の内容】

(1)適正かつ迅速な立証に向けた対策

ア 専従捜査員の能力の向上

各種専門的教養の高度化を図り、専従捜査員の能力を向上させる。

イ 初動捜査力及び科学捜査力の強化

交通事故処理車その他の車両や交通鑑識装備資機材、三次元レーザー計測図化システム、交通事故現場実況見分システム、交通事故自動記録装置等の交通捜査支援システム等の導入により事務処理の簡素・合理化と科学化を図り、初動捜査力及び科学捜査力を強化する。

(2)ひき逃げ事件その他各種交通犯罪捜査の強化

ア ひき逃げ事件、交通事故を偽装した保険金詐欺事件、自動車の不正車検等のいわゆる交通特殊事件の捜査を強化するとともに、関係機関等と連携し、事件発生の未然防止に努める。

イ 飲酒運転、無免許運転、過積載運転等に関する下命・容認事件、運転免許証の不正取得・偽造変造事件等の悪質交通法令違反の捜査を強化する。

項 目	第5 道路交通秩序の維持	【実施機関】 (県) 教育支援課 (警) 交通指導課 (県) 県民生活課 (県) こども支援課 近畿運輸局和歌山運輸支局
種 別	3 暴走族等対策の推進	
内 容	(1) 暴走族追放気運の高揚及び暴走行為阻止のための環境整備等	
【計画の実施方針及び重点】		
(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭や学校等における 青少年の指導の充実		
(2) 暴走行為阻止のための環境整備		
(3) 暴走族に対する指導取締りの推進		
(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止		
【計画の内容】		
(1) 家庭や学校等における 青少年の指導の充実		
家庭や学校等から暴走族・暴走行為者を出さないため、関係機関との連携体制を構築することにより 青少年の健全な育成・指導を充実するとともに、各種会合や広報媒体等を活用した暴走族追放気運の高揚を図る。		
(2) 暴走族取締りの強化と背後責任の追及		
暴走族・暴走行為者に対しては、あらゆる法令を適用した取締りを強化する。		
特に、共同危険行為等の禁止違反及び不正改造車両による爆音暴走行為の取締りを強化するとともに、不正改造業者等に対する背後責任の追及を徹底するほか、関係機関と連携して不正改造に対する行政措置を推進する。		
(3) 早期行政処分及び再犯防止措置の徹底		
暴走族・暴走行為者に対する運転免許の取消し等の行政処分を迅速に行うとともに、個別指導及び補導を徹底し、暴走族グループの解明解体及びグループからの離脱と立ち直りの支援を促進して再犯の防止を図る。		
(4) 暴走族を許さない社会環境づくりの促進		
関係機関・団体と地域が一体となった「地域ぐるみの暴走族追放運動」を積極的に展開するとともに、暴走族・暴走行為者がい集・暴走する道路・場所に対する管理者対策や暴走行為阻止のための道路交通環境の整備、車両の不正改造防止対策を組み合わせた総合的な対策を促進する。		
(5) 暴走族条例の周知徹底と市町村の「暴走族追放宣言の町」づくりの促進		
「和歌山県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例」について、県民に対して周知徹底するとともに、市町村の「暴走族追放宣言の町」づくりを促進する。		
(6) 問題を抱える 青少年の立ち直りに向けた基盤づくりの推進		
青少年に対する「相談」や、「復学・勉学」、「就労」を担当する関係機関等による切れ目のない支援ネットワークを構築し、立ち直りを総合的に支援する。		

項 目	第5 道路交通秩序の維持	【実施機関】 近畿運輸局和歌山運輸支局
種 別	3 暴走族等対策の推進	
内 容	(2) 車両の不正改造の防止	
【計画の実施方針及び重点】 暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通して、全県的な広報活動を推進するとともに、事業者や関係団体に対する指導を積極的に行う。		

【計画の内容】

- (1)「不正改造車排除運動強化月間」(6月)に垂れ幕やポスターの掲示及びチラシの配布等を行い、不正改造の防止について広報を実施する。
- (2)整備主任者や自動車検査員、整備管理者、自動車販売店セールスマンに対する研修等を実施する。
- (3)自動車分解整備事業者や指定自動車整備事業者、自動車運送事業者、自動車販売店等に対する監査等を実施する。
- (4)各種会議において、不正改造の防止を呼びかける。
- (5)街頭検査を実施することにより、自動車使用者に不正改造の防止を呼びかける。

項 目	第6 救助・救急活動の充実	【実施機関】
種 別	1 救助・救急体制の整備	(県) 危機管理消防課 (県) 災害対策課
内 容	(1) 救助・救急体制の整備・拡充、救急隊員の教育訓練及び応急手当の普及等	和歌山県消防長会 西日本高速道路株式会社
【計画の実施方針及び重点】 (1)救助体制の整備・拡充 (2)多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 (3)自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 (4)救急救命士の養成・配置等の促進 (5)救助・救急用資機材の整備の推進 (6)防災ヘリコプターによる救助・救急業務の推進 (7)救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 (8)高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 (9)現場急行支援システムの整備 (10)緊急通報システム・事故自動通報システムの整備 【計画の内容】 (1)市町村において「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」(平成22年総務省令第40号)の基準を満たす救助隊の配置に努め、救助活動実施体制の整備・充実に努める。 (2)消防非常備町については、一部事務組合又は事務委託等、救助・救急需要に応じた実施体制の強化を推進する。 (3)高速道路における救助・救急体制については、紀ノ川SA及び印南SAのヘリ離発着場を活用したドクターヘリの利用を進める。 また、広域救急救助訓練を実施するなど、近畿自動車道松原那智勝浦線沿道13消防本部及び大阪府、和歌山県、西日本高速道路株式会社に組織している阪和道路消防協議会の充実と連携の強化を図る。 (4)山村やへき地等地理的制約の大きい地域を中心として、防災ヘリコプターを運用する。 また、ヘリコプターが着陸できない場所で発生した災害において、医師を直接現場に投入する「防災ヘリコプター医師等同乗救助活動」を実施する。 (5)集団災害や大地震等を想定した救急業務計画作成を促進し、有事の際の迅速な対応に備える。 (6)救助・救急隊員の教育訓練については、消防学校において各消防本部の職員及び消防非常備町の担当職員に対して専門教育を実施し、資質の向上を図る。 (7)都道府県出資により設立された救急振興財団において、高度かつ専門的な応急処置を行える救急救命士を養成する。 (8)消防機関が住民に対して実施する応急手当の普及啓発活動が効果的に行えるよう指導するとともに、応急手当指導員を養成する。 (9)危険物積載車両の事故により道路交通に甚大な被害が及ぼされる事例が見受けられることから、車両の事故及び積載物の流出を想定した訓練を実施する。		

県内消防の救急体制

消防本部名	救急体制 (R6. 4. 1現在)				令和5年中の 救急件数 (速報値)		左のうち交通 事故によるもの		その他
	隊 数	隊員数	専任 隊員数	兼任 隊員数	救急 件数	搬送 人員	救急 件数	搬送 人員	
和歌山市消防局	13	236	52	184	22,414	20,318	1,672	1,553	
海南市消防本部	4	69	9	60	3,237	3,046	168	170	
橋本市消防本部	3	49	0	49	2,952	2,806	135	134	
有田市消防本部	2	27	9	18	1,611	1,534	85	84	
御坊市消防本部	2	37	0	37	1,577	1,399	99	96	
田辺市消防本部	9	119	0	119	6,085	5,331	344	310	
新宮市消防本部	3	49	0	49	1,802	1,637	78	73	
紀美野町消防本部	2	31	0	31	675	653	28	31	
高野町消防本部	2	17	0	17	309	286	41	39	
有田川町消防本部	3	45	0	45	1,370	1,267	84	82	
白浜町消防本部	4	63	0	63	2,541	2,146	140	105	
那智勝浦町消防本部	3	24	0	24	1,054	984	41	37	
串本町消防本部	4	56	0	56	1,526	1,386	64	60	
那賀消防組合 消防本部	6	102	8	94	5,973	5,671	466	472	
伊都消防組合 消防本部	2	34	5	29	2,147	1,946	154	143	
湯浅広川消防組合 消防本部	2	31	0	31	1,074	978	59	47	
日高広域消防 事務組合消防本部	4	68	0	68	2,556	2,370	162	162	
計	68	1,057	83	974	58,903	53,758	3,820	3,598	

※隊員数＝専任隊員＋兼任隊員

項 目	第 6 救助・救急活動の充実	【実施機関】 (県) 医務課 (県) 危機管理消防課
種 別	2 救急医療体制の整備	
内 容	(1) 救急医療体制の整備	

【計画の実施方針及び重点】

(1) 初期救急医療体制の確保

(2) 二次救急医療体制の確保

(3) 三次救急医療体制の確保

(4) ドクターヘリの活用推進

(5) 広域救急搬送体制の確保

(6) 救急法（救急手当等）の普及啓発

(7) 救急医療連携体制の強化

【計画の内容】

(1) 広域災害・救急医療情報システムの管理運営を公益財団法人和歌山県救急医療情報センターに委託する。

(2) 三次救急医療体制を担う日本赤十字社和歌山医療センター高度救命救急センター、和歌山県立医科大学附属病院高度救命救急センター及び南和歌山医療センター救命救急センターの運営費の一部を助成する。

(3) 和歌山県立医科大学附属病院高度救命救急センターのドクターヘリに専門医等が同乗して重篤患者発生現場に出動し、対応にあたる。

(4) 消防学校において、救急隊員養成時に応急手当指導員資格講習を実施して資格を取得させ、県民への普及啓発を図るよう教育する。

また、「救急の日」・「救急医療週間」を中心に各保健所管内で心肺蘇生法及びA E Dの使用方法等についての講習会を実施する。

項 目	第 6 救助・救急活動の充実	【実施機関】 (県) 医務課 (県) こころの健康推進課 (県) 危機管理消防課
種 別	3 救急関係機関の協力関係の確保等	
内 容	(1) 救急関係機関の協力関係の確保等	

【計画の実施方針及び重点】

救急医療機関への迅速かつ円滑な救急患者の収容を確保するため、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」及び「救急医療情報システム」を通じ、スムーズな搬送先医療機関の選定が可能となる「医療機関と消防の連携体制」を強化する。

また、医師の判断を直接救急現場に届けられるようにするため、救急自動車に設置した自動車電話又は携帯電話により医師と直接交信するシステム（ホットライン）や患者の容態に関するデータを医療機関へ送信する装置等を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を図りながら効果的な救急体制の整備を促進する。

さらに、特に多くの被害者が生じる大規模な交通事故が発生した場合に備え、災害派遣医療チーム（DMAT、ローカルDMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活用を検討する。

【計画の内容】

(1)迅速かつ円滑な救急搬送を行うための医療機関と消防機関の連携体制を強化する。

- (2)DMA T及びD P A Tは南海トラフ大地震等の大規模災害のほか、複数の重傷者を含む大規模災害における派遣も想定しているため、訓練や関係機関との調整を進める。
- (3)D P A Tのチームの編成の強化を行う。

項 目	第 7 被害者支援の充実と推進	【実施機関】 近畿運輸局和歌山運輸支局
種 別	1 自動車損害賠償保障制度の充実等	
内 容	(1) 無保険・無共済車両対策の徹底	
【計画の実施方針及び重点】 自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度について、社会経済情勢や交通事故発生状況の変化等に対応してその改善を推進し、被害者救済の充実を図る。 (1)自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進 (2)政府の自動車損害賠償保障事業の充実 (3)無保険（無共済）車両対策の徹底 (4)任意の自動車保険（共済）の充実等 【計画の内容】 (1)街頭における無保険（無共済）車両の効果的な取締りを実施する。 (2)鉄道各駅や市役所、病院周辺等に駐輪している無保険（無共済）車両の監視活動を強化する。		

項 目	第 7 被害者支援の充実と推進	【実施機関】 (県) 県民生活課 (県) 交通事故相談所
種 別	2 損害賠償の請求についての援助等	
内 容	(1) 交通事故相談活動の推進	
【計画の実施方針及び重点】 交通事故相談所等を活用し、地域における交通事故相談活動を推進する。 (1)交通事故相談所の充実及び市町村との連携 (2)交通事故相談所業務の円滑化かつ適正化 (3)相談員の資質向上 【計画の内容】 (1)県民が交通事故相談所を気軽に利用できるものにするため、交通事故相談員を配置し、地域における交通事故相談に応じる。 また、高度な法律上の判断を要するものは、毎月 1 回実施する弁護士相談において対応する。 (2)相談員の資質の向上を図るために中央研修会等に参加させるとともに、保険請求についての動向把握のために保険関係機関との連絡会を開催する。 (3)被害者救済のため、県の広報紙等により交通事故相談制度の広報を実施する。		

項 目	第 7 被害者支援の充実と推進	【実施機関】 近畿運輸局 (警) 交通指導課 (県) 県民生活課
種 別	3 交通事故被害者支援の充実強化	
内 容	(1) 交通事故被害者支援の充実強化	

【計画の実施方針及び重点】

(1)自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

(2)交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

(3)公共交通事故被害者に対する支援

【計画の内容】

(1)ひき逃げ事件や交通死亡事故等の被害者等については、事件発生直後から被害者支援要員を指定するなど、精神的被害の軽減に努めるほか、被疑者の検挙や送致状況等の結果を連絡するなどの「被害者連絡制度」の充実を図る。

(2)公共交通事故による被害者等に対する支援を確保するため、国土交通省に設置した公共交通事故被害者支援室において、公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口となるとともに、被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネート（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を行う。

(3)国や市町村、紀の国被害者支援センターを始めとする関係機関・団体と連携して、公共交通事故や重大交通事故の被害者等支援の取組を積極的に行う。

項 目	第8 鉄道交通の安全	【実施機関】 近畿運輸局 鉄道事業者
種 別	1 鉄道交通環境の整備	
内 容	(1) 鉄道施設等の安全性の向上及び運転保安設備等の整備	

【計画の実施方針及び重点】

(1)鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施し、研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなど技術力の向上についても促進する。

また、多発する自然災害に対応するため、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっていることから、切土や盛土等の土砂災害対策の強化等を推進するほか、南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。

また、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震による東北新幹線の脱線及び施設被害を契機に立ち上げた検証委員会の中間とりまとめを踏まえ、地震に対する更なる安全性の向上に向けた対策を推進するため、昨年3月に「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」等を改正し、新幹線鉄道については令和7年度、新幹線鉄道以外については令和9年度までに前倒しする形で、優先的に耐震補強を推進する。

さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障害者を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでのホームドアの整備を加速化することを目指す。また、ホームドアのない駅での高齢者・視覚障害者等の転落を防止するため、新技術等を活用した転落防止策を検討する。

(2) 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置（ＡＴＳ）等や運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの（１時間あたりの最高運行本数が往復１０本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が１００キロメートル毎時を超える車両又はその車両が走行する線区の施設について１０年以内に整備するよう義務付けられたもの）の整備については完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き促進を図る。

【計画の内容】

整備事業項目		事業量	事業費（千円）
線路施設	軌道	<u>7, 172 m</u>	<u>377, 477</u>
	線形	0 m	0
	線路	0 m	0
	橋りょう	<u>1 箇所</u>	<u>139, 840</u>
	駅	<u>7 駅</u>	<u>140, 000</u>
	トンネル	0 箇所	0
	防災・その他	<u>19 箇所</u>	<u>145, 000</u>
運転保安設備	自動閉そく信号	0 箇所	0
	ＣＴＣ	<u>0 箇所</u>	<u>0</u>
	連動装置	0 箇所	0
	ＡＴＳ	<u>4 箇所</u>	<u>30, 200</u>
	列車無線装置	0 箇所	0
	信号改良	<u>1 箇所</u>	<u>18, 570</u>

※ 事業量の欄に計上できないものは事業費のみ計上している。

項 目	第 8 鉄道交通の安全	【実施機関】 近畿運輸局 鉄道事業者
種 別	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	
内 容	(1) 鉄道交通の安全に関する知識の普及	

【計画の実施方針及び重点】

運転事故の約９割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校や沿線住民、道路運送事業者等を対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、駅ホーム及び踏切道における非常押しボタン等の安全設備についてわかりやすい表示の整備や非常押しボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

【計画の内容】

春の全国交通安全運動（４月６日 ～４月１５日）
 秋の全国交通安全運動（９月２１日～９月３０日）
 踏切事故防止キャンペーン（１１月１日～１１月１０日）

項 目	第 8 鉄道交通の安全	【実施機関】 近畿運輸局 鉄道事業者
種 別	3 鉄道の安全な運行の確保	
内 容	(1) 保安監査の実施	

【計画の実施方針及び重点】

鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブル等の発生を契機に臨時に保安監査を実施するなど、メリハリの効いた効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。

このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。

項 目	第 8 鉄道交通の安全	【実施機関】 近畿運輸局 鉄道事業者
種 別	3 鉄道の安全な運行の確保	
内 容	(2) 運転士の資質の保持	
【計画の実施方針及び重点】 運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導する。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄軌道事業者へ周知する。 【計画の内容】 全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検、安全運転推進運動における査察及び年度監査計画における保安監査等を行う。		

項 目	第 8 鉄道交通の安全	【実施機関】 近畿運輸局 鉄道事業者
種 別	3 鉄道の安全な運行の確保	
内 容	(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	
【計画の実施方針及び重点】 鉄道事業者の安全担当者等による鉄軌道保安推進連絡会議を開催し、事故等とその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。		

項 目	第 8 鉄道交通の安全	【実施機関】 和歌山地方気象台 鉄道事業者
種 別	3 鉄道の安全な運行の確保	
内 容	(4) 気象情報等の充実	

【計画の実施方針及び重点】

鉄道交通に影響を及ぼす台風や大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関や乗務員等が必要な措置を迅速にとることができるよう、特別警報・警報・予報等を適時適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用を促進するため、防災関係機関等との情報共有や I C T の活用等を図る。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として「竜巻発生確度ナウキャスト」を提供する。

また、地震発生時における走行中の列車転覆等の被害防止に資するため、緊急地震速報（予報・警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

さらに、鉄道事業者はこれらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることにより、安全を確保するとともに、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努める。

【計画の内容】

(1) 情報の提供等

鉄道事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。

また、県民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムにわかりやすく提供する。

ア 気象特別警報・警報・予報等

気象による鉄道交通障害が予想されるときは、適時適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて鉄道利用者に周知する。さらに、特に大雪に関する深刻な交通障害が見込まれる場合は国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し利用者に警戒を呼びかける。

イ 緊急地震速報（予報・警報）・津波警報等

地震・津波による鉄道交通障害が予想されるときは、適時適切に緊急地震速報（予報・警報）・津波警報等・地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知する。

ウ 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、「大規模地震対策特別措置法」の規定に基づく地震防災対策強化地域に大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には「南海トラフ地震臨時情報」を北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合は「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知する。

エ 降灰予報

鉄道利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時適切に発表し、防災情報提供システム等を用いて関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知する。

(2) 気象観測予報体制の整備等

台風や大雨、大雪、竜巻等の激しい突風等の気象現象を早期かつ正確に把握し、適時適切に気象特

別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。

（３）地震・津波の監視・警報体制の整備等

地震・津波による災害を防止・軽減するため、地震活動を常時監視して地震・津波に関する防災情報を適時適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

ア 緊急地震速報（予報・警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報・警報）について、受信時の対応行動等の更なる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及啓発及び精度向上に取り組む。

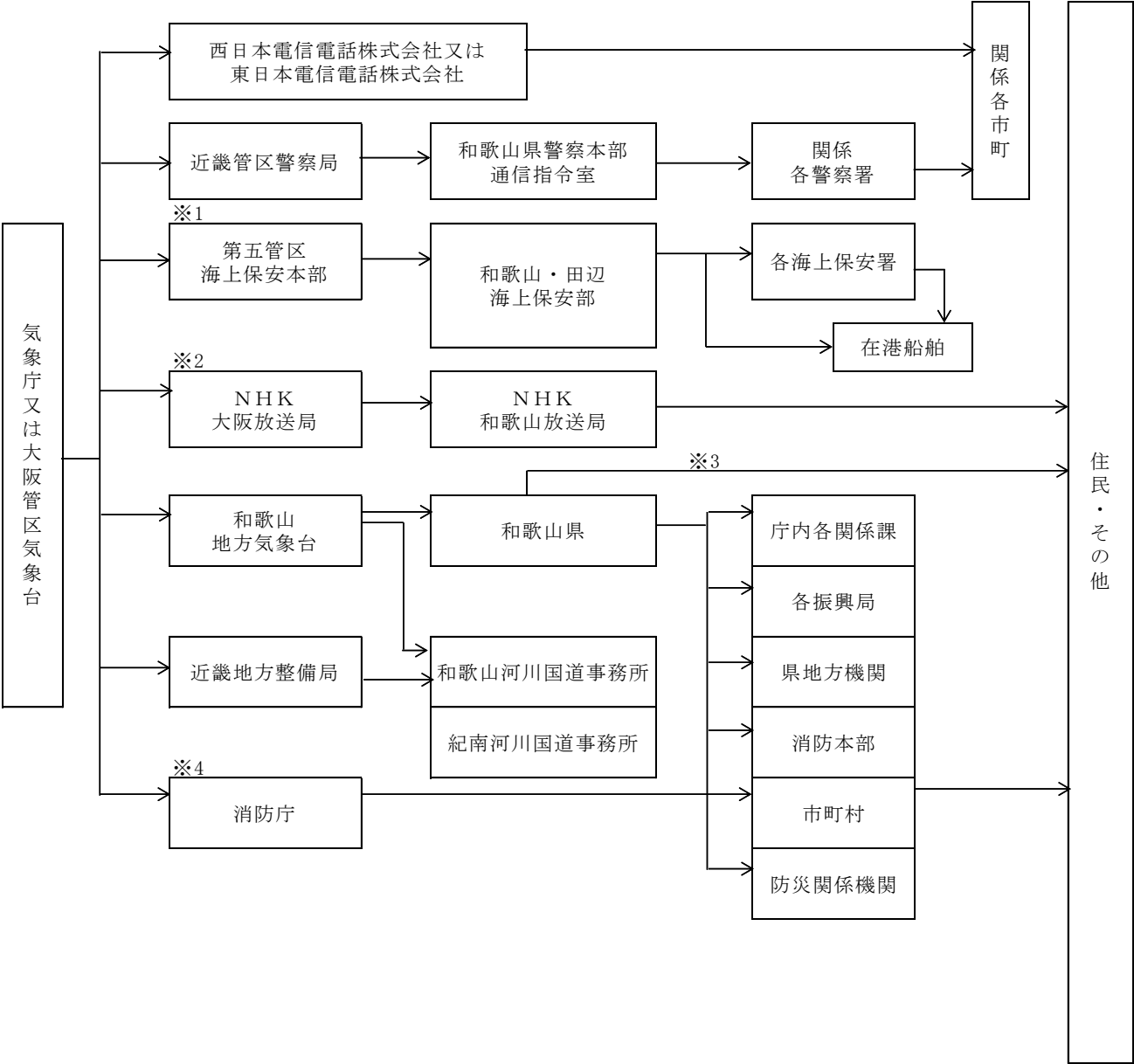
イ 津波警報等の確実な運用

地震計による観測等に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。

（４）気象知識等の普及

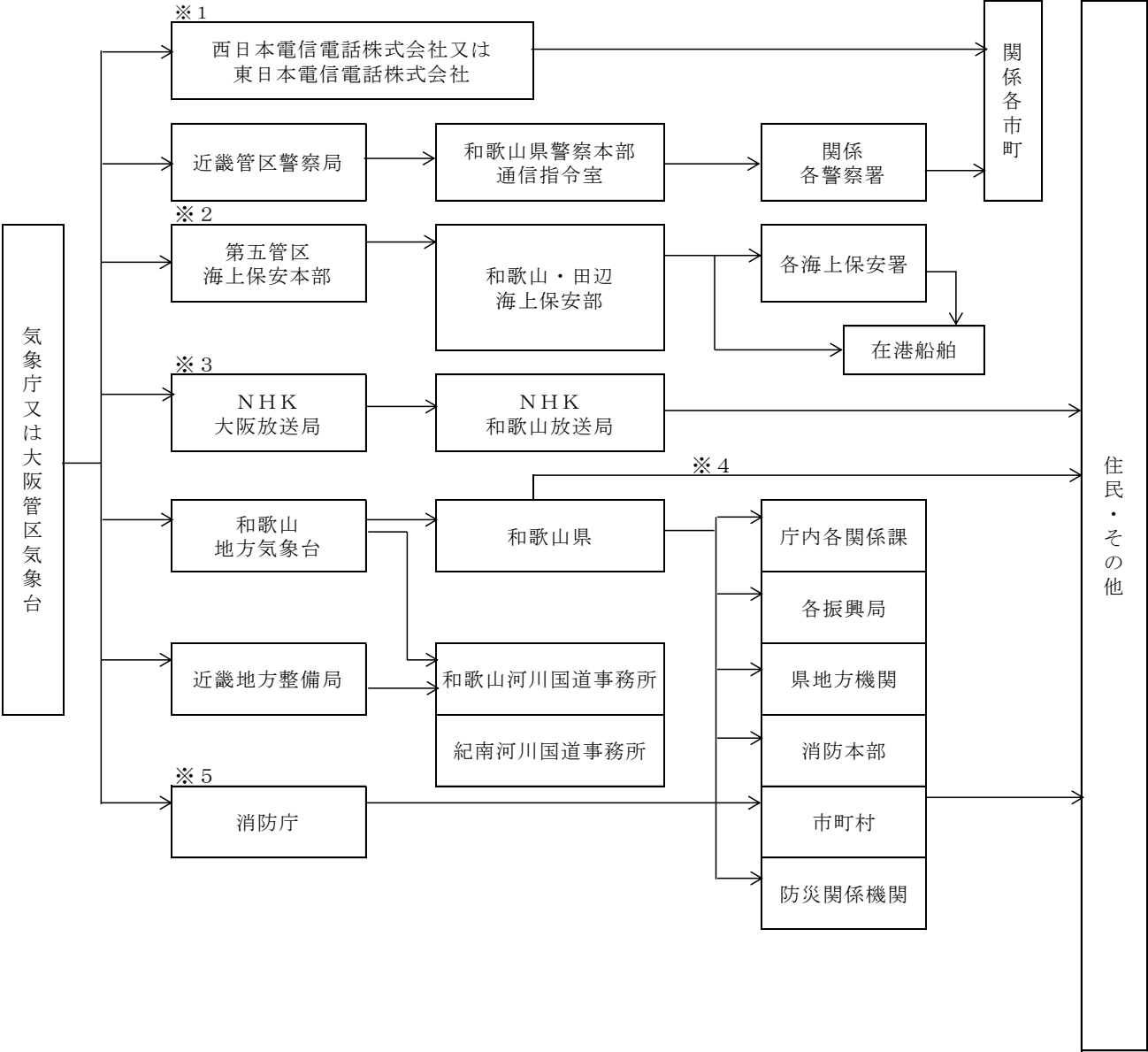
気象・地象・水象に関する知識を普及するため、気象情報の利用方法等に関する講習会の開催や広報資料の作成・配布などを行うほか、運輸事業者や防災機関の担当者を対象とした特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会を開催する。

気象警報等の配信経路



(注) 1 和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」または「防災情報提供システム」による。
2 ※1は、神戸地方気象台から伝達する。
3 ※2は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）による。
4 ※3は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。
5 ※4は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。

津波警報等の配信経路



(注) 1 和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」または「防災情報提供システム」による。
2 ※1は、大津波警報、津波警報及び同警報解除のみ伝達する。
3 ※2は、神戸地方気象台から伝達する。
4 ※3は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）による。
5 ※4は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。
6 ※5は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。

項 目	第 8 鉄道交通の安全	【実施機関】 近畿運輸局 鉄道事業者
種 別	3 鉄道の安全な運行の確保	
内 容	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	

【計画の実施方針及び重点】

国及び鉄道事業者における夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、主要幹線における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対して、外国人を含む利用者に適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者への適切な情報提供等を行うよう指導する。

項 目	第 8 鉄道交通の安全	【実施機関】 近畿運輸局 鉄道事業者
種 別	3 鉄道の安全な運行の確保	
内 容	(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	

【計画の実施方針及び重点】
事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。

項 目	第 8 鉄道交通の安全	【実施機関】 近畿運輸局 鉄道事業者
種 別	3 鉄道の安全な運行の確保	
内 容	(7) 計画運休への取組	

【計画の実施方針及び重点】
鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。
また、対応に対応に関する情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに、外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導する。

項 目	第 8 鉄道交通の安全	【実施機関】 近畿運輸局
種 別	4 鉄道車両の安全性の確保	
内 容	(1) 鉄道車両の安全性の確保	
【計画の実施方針及び重点】 発生した事故の状況や科学技術の進歩を踏まえ、適時適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の見直しを図る。		

項 目	第 8 鉄道交通の安全	【実施機関】 近畿運輸局 鉄道事業者
種 別	5 救助・救急活動の充実	
内 容	(1) 救助・救急活動の充実	

【計画の実施方針及び重点】 鉄道の重大事故等に備え、避難誘導や救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため異常時を想定した訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。
【計画の内容】 全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検、安全運転推進運動における査察及び年度監査計画における保安監査等を行う。

項 目	第 8 鉄道交通の安全	【実施機関】 近畿運輸局 鉄道事業者
種 別	6 被害者支援の推進	
内 容	(1) 被害者支援の推進	

【計画の実施方針及び重点】
国や市町村、紀の国被害者支援センターを始めとする関係機関・団体と連携して、公共交通事故や重大交通事故の被害者等支援の取組を推進するため、被害者等支援講座・フォーラム等を開催し、県民の理解と協力を得る活動を行う。

【計画の内容】
(1) 平時における取組
ア 被害者等に対する支援体制の整備
公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等の支援に携わる職員に対する教育訓練の実施や関係機関等とのネットワーク形成等を図る。
イ 事業者における支援計画作成の促進
「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」に基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。

(2)事故発生時における取組

ア 事故発生直後の対応

被害者等に対する窓口を設置し、被害者等からの安否情報・事故情報等の提供に関する要望を関係行政機関や公共機関、事業者に伝達し、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう事業者等に要請するなど、被害者等からの問い合わせ・相談に的確に対応するよう図る。

イ 中長期的対応

被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。

また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対しては関係機関や心のケアの専門家を紹介するなどの取組を実施する。

項 目	第9 踏切道における交通安全	【実施機関】 近畿運輸局												
種 別	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の推進	(県) 道路政策課												
内 容	(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の推進	(県) 道路建設課 (県) 道路保全課 鉄道事業者												
【計画の実施方針及び重点】 主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により除却を推進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、当該道路の交通量または当該鉄道の運転回数が少ない場合や地形上やむを得ない場合などを除き、極力立体交差化を図る。 また、立体交差化までに時間のかかる踏切道等については、効果の早期発現を図るため、各踏切道の状況を踏まえた歩道拡幅等の構造改良や歩行者立体横断施設の設置等を促進する。 さらに、歩道が狭隘な踏切道についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないよう、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。 また、特定道路や高齢者等・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえた踏切道における踏切道内誘導表示等の整備等により安全な歩行空間の確保を促進する。 加えて、視覚障害者誘導用ブロックの設置、カラー舗装等の当面の対策や踏切・駅周辺対策等のソフト・ハード両面の対策を強力に推進する。 【計画の内容】 ※近畿運輸局所管分と（県）道路建設課所管分を合算した数値 <table> <tr> <th>整備事業項目</th><th>事業量</th><th>事業費（千円）</th></tr> <tr> <td>連続・単独立体交差</td><td>2箇所</td><td>977,362</td></tr> <tr> <td>踏切道の構造</td><td>3箇所</td><td>223,445</td></tr> <tr> <td>跨線橋</td><td>1箇所</td><td>328,702</td></tr> </table>			整備事業項目	事業量	事業費（千円）	連続・単独立体交差	2箇所	977,362	踏切道の構造	3箇所	223,445	跨線橋	1箇所	328,702
整備事業項目	事業量	事業費（千円）												
連続・単独立体交差	2箇所	977,362												
踏切道の構造	3箇所	223,445												
跨線橋	1箇所	328,702												

項 目	第9 踏切道における交通安全	【実施機関】 近畿運輸局 (警) 交通規制課 鉄道事業者
種 別	2 踏切保安設備の整備	
内 容	(1) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	

【計画の実施方針及び重点】

踏切遮断機の整備された踏切道は、整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況や踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、踏切遮断機の着実な整備を行う。

また、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じて警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間の短縮を図るとともに、自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況や事故の発生状況等を勘案し、必要に応じて障害物検知装置やオーバーハング型警報装置、大型遮断装置等のより事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

さらに、高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる全方位型警報装置や非常押しボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、「踏切道改良促進法」（昭和36年法律第195号）に基づく補助制度を活用して整備を促進する。

加えて、道路の交通量や踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じて自動車通行止めや大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、道路標識等の大型化・高輝度化による視認性の向上を図る。

【計画の内容】

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等の実態を踏まえた自動車通行止めや大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制の実施、道路標識等の大型化・高輝度化による視認性の向上により、踏切道の安全を確保する。

整備事業項目	事業量	事業費（千円）
踏切保安設備	30 箇所	101, 126
踏切道の格上げ（3→1）	0 箇所	0
踏切道の格上げ（4→1）	0 箇所	0

※ 踏切道の格上げ

1＝第1種踏切…昼夜を通して踏切警手が遮断機を操作し又は自動遮断機が設置されている踏切

3＝第3種踏切…警報機のみ設置されている踏切

4＝第4種踏切…踏切警手もおらず、遮断機も設置されていない踏切

項 目	第9 踏切道における交通安全	【実施機関】 近畿運輸局 (県) 道路政策課 (県) 道路建設課 鉄道事業者
種 別	3 踏切道の統廃合の推進	
内 容	(1) 踏切道の統廃合の推進	
【計画の実施方針及び重点】 踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を推進する。ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭隘な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。		

項 目	第 9 踏切道における交通安全	【実施機関】 近畿運輸局 (警) 交通企画課 鉄道事業者
種 別	4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	
内 容	(1) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	

【計画の実施方針及び重点】

緊急に対策が必要な踏切道については、踏切道の諸元や対策状況等を記した「踏切安全通行カルテ」により、透明性を保ちながら踏切道の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標・踏切信号機の設置等を進める。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。

また、学校において、踏切の通過方法等の教育を推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関への踏切事故防止パンフレット等の配布を促進する。

さらに、踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえた適切な対応を行う。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。

また、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。

平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障の発生などの課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき、道路管理者と鉄道事業者が、災害時の長時間遮断が生じないように、連絡体制や優先開放の管理方法の策定に向けた協議を行い、取組を推進する。

安全な避難及び緊急輸送等を行うための道路について道路管理者及び鉄道事業者と協議を行い、当該道路に係る踏切道が長時間遮断され迂回対応では大きく支障がきたす場合には、優先的に開放に向けて取り組む必要がある踏切道を指定する。指定された踏切道については、道路管理者及び鉄道事業者と調整を行い、開放に向けての連絡体制、対処方法等を定めて要領を作成し、訓練等定期的に実施する。

【計画の内容】

春の全国交通安全運動 (4月6日～4月15日)

秋の全国交通安全運動 (9月21日～9月30日)

踏切事故防止キャンペーン (11月1日～11月10日)

令和6年度和歌山県交通安全対策予算（1）

部局名	事業名	予算額 (千円)	事業内容
危機管理部	防災ヘリコプター運営事業	485,234	防災ヘリコプターの運航及び維持管理
	救急高度化推進事業	7,015	救急救命士の養成と救急隊活動を医学的観点から指導監督するメディカルコントロール体制の運営
	小計	492,249	
環境生活部	交通安全推進事業	19,360	交通安全実施計画の策定
			各種団体と連携した交通安全対策の推進 ・交通事故をなくする県民運動推進協議会 ・交通指導員会連絡協議会 ・交通安全母の会連絡協議会
			交通公園の管理、運営
			その他、子供を始めとする歩行者の安全の確保、高齢運転者等の安全運転の励行、自転車の安全利用の推進、飲酒運転の根絶、横断歩道における歩行者優先の徹底に係る事業
	県民・交通事故相談事業	4,359	県民相談・交通事故相談の実施
	小計	23,719	
福祉保健部	救急医療対策事業	707,085	救急医療体制の確保を図るため、高度救命救急センター等の救急医療機関に対し補助を行う。
			救急医療体制を情報面で支援する広域災害・救急医療情報システムの管理運営を公益財団法人和歌山県救急医療情報センターに委託する。
			県立医科大学附属病院にドクターヘリが常駐し、重篤救急患者発生場所に出動する。 県南部、山間部等で発生した救急患者をヘリコプターにより高度救急医療施設へ搬送する。
	小計	707,085	
県土整備部	交通安全施設等整備	15,513,882	道路の新設・改良
		2,587,882	歩道及び自歩道の設置 交差点改良 視距改良 等
	交通安全施設等整備（県単独）	300,000	歩道、ガードレール、道路標識等の設置
	公園整備	610,883	都市公園の整備に要する経費
	小計	19,012,647	
	合計	20,235,700	

令和6年度和歌山県交通安全対策予算（2）

部 局 名	事 業 名	予算額 (千円)	事 業 内 容
警察本部	放置駐車対策事業	66,806	放置駐車違反管理システムの運用 放置違反金制度の運用 放置車両確認事務の民間委託
	運転免許事業	808,782	運転免許試験の実施 運転免許証の交付及び講習
	交通警察活動事業	276,361	県民の交通安全意識の高揚を図るための子供・高齢者を重点とした交通安全教育等や交通違反取締り等による道路交通の安全確保
	交通安全施設等整備事業	1,168,897	交通事故防止のための交通安全施設の整備
			・ 特定事業予算 352,708
			・ 県単独事業予算 335,439
	合 計	2,320,846	・ 維持管理予算 480,750

救急告示病院・診療所一覧表

令和6年8月1日現在（病院50、診療所3、計53機関）※但し、★印は救急告示医療機関でかつ病院群輪番制参加医療機関

圏域	番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号	告示年月日	有効期限
和歌山・病院24・診療所2	1	日本赤十字社和歌山医療センター	〒640-8558 和歌山市小松原通四丁目2 0 番地	073-422-4171	R5. 2. 3	R8. 1. 31
	2	誠佑記念病院	〒649-6335 和歌山市西田井 3 9 1	073-462-6211	R4. 11. 4	R7. 11. 3
	3	橋本病院	〒641-0041 和歌山市堀止南ノ丁 4 - 3 1	073-426-3388	R5. 2. 3	R8. 1. 31
	4	和歌浦中央病院	〒641-0054 和歌山市塩屋 6 - 2 - 7 0	073-444-1600	R6. 1. 19	R9. 1. 15
	5	宇都宮病院	〒640-8303 和歌山市鳴神 5 0 5 - 4	073-471-1111	R5. 2. 3	R8. 1. 31
	6	伏虎リハビリテーション病院	〒640-8151 和歌山市屋形町 1 - 1 1	073-433-4488	R6. 3. 26	R9. 3. 24
	7	今村病院	〒640-8272 和歌山市砂山南 2 - 4 - 2 1	073-425-3271	R4. 9. 2	R7. 8. 31
	8	医療法人裕紫会 中谷病院	〒640-8303 和歌山市鳴神 1 2 3 - 1	073-471-3111	R5. 2. 3	R8. 1. 31
	9	和歌山生協病院	〒640-8390 和歌山市有本 1 4 3 - 1	073-471-7711	R5. 2. 3	R8. 1. 31
	10	上山病院	〒641-0013 和歌山市内原 9 9 8	073-446-1200	R3. 9. 7	R6. 9. 3
	11	向陽病院	〒640-8315 和歌山市津秦 4 0	073-474-2000	R5. 7. 14	R8. 7. 6
	12	嶋病院	〒640-8014 和歌山市西仲間町 1 - 3 0	073-431-3900	R3. 10. 26	R6. 10. 24
	13	須佐病院	〒640-8324 和歌山市吹屋町 4 - 3 0	073-427-1111	R5. 11. 10	R8. 11. 9
	14	医療法人 青松会 河西田村病院	〒640-8413 和歌山市島橋東ノ丁 1 - 1 1	073-455-1015	R5. 2. 3	R8. 1. 31
	15	中江病院	〒640-8461 和歌山市船所 3 0 - 1	073-451-0222	R5. 2. 3	R8. 1. 31
	16	和歌山県立医科大学附属病院	〒641-8510 和歌山市紀三井寺 8 1 1 - 1	073-447-2300	R5. 5. 9	R8. 5. 8
	17	済生会 和歌山病院	〒640-8158 和歌山市十二番丁 4 5	073-424-5185	R3. 10. 12	R6. 10. 10
	18	医療法人 了正会 古梅記念病院	〒640-8325 和歌山市新生町 5 番 3 7 号	073-4318836(救急車専用) 073-431-0351(上記以外)	R4. 7. 15	R7. 7. 13
	19	独立行政法人労働者健康安全機構 和歌山労災病院	〒640-8505 和歌山市木ノ本 9 3 番 1	073-451-3181	R6. 1. 19	R9. 1. 12
	20	堀口記念病院	〒640-8222 和歌山市湊本町三丁目 4 番地 1	073-435-0113	R4. 2. 4	R7. 2. 1
	①	月山チャイルドケアクリニック	〒640-8322 和歌山市秋月 4 8 2 -1	073-476-2300(昼) 073-476-2310(夜)	R6. 6. 4	R9. 5. 31
	21	石本病院	〒642-0001 海南市船尾 3 6 5	073-482-5063	R5. 2. 3	R8. 1. 31
	22	医療法人 恵友会 恵友病院	〒642-0001 海南市船尾 2 6 4 - 2	073-483-1033	R5. 9. 26	R8. 9. 23
	23	海南医療センター	〒642-0002 海南市日方 1 5 2 2 番地 1	073-482-4521	R4. 3. 4	R7. 3. 1
	24	国保野上厚生総合病院	〒640-1141 海草郡紀美野町小畑 1 9 8	073-489-2178	R5. 2. 3	R8. 1. 31
	②	辻秀輝整形外科	〒642-0032 海南市名高 1 7 8 - 1	073-483-3131	R6. 2. 6	R9. 2. 3

救急告示病院・診療所一覧表

令和6年8月1日現在（病院50、診療所3、計53機関）※但し、★印は救急告示医療機関でかつ病院群輪番制参加医療機関

圏域	番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号	告示年月日	有効期限
那賀・病院5	25	★ 公立那賀病院	〒649-6414 紀の川市打田 1 2 8 2	0736-77-2019	R5. 4. 4	R8. 3. 31
	26	★ 名手病院	〒649-6631 紀の川市名手市場 2 9 4 - 1	0736-75-5252	R4. 2. 14	R7. 2. 13
	27	★ 稲穂会病院	〒649-6531 紀の川市粉河 7 5 6 - 3	0736-74-2100	<u>R6. 6. 4</u>	<u>R9. 5. 31</u>
	28	★ 貴志川リハビリテーション病院	〒640-0401 紀の川市貴志川町丸栖 1 4 2 3 - 3	0736-64-0061	R6. 1. 5	R8. 12. 25
	29	★ 富田病院	〒649-6253 岩出市紀泉台 2	0736-62-1522	R6. 1. 5	R8. 12. 31
橋本・病院4・診療所1	30	★ 橋本市市民病院	〒648-0005 橋本市小峰台 2 - 8 - 1	0736-37-1200	R4. 12. 27	R7. 12. 23
	31	★ 社会医療法人 博寿会 山本病院	〒648-0072 橋本市東家 6 - 7 - 2 6	0736-32-8899	R5. 4. 4	R8. 3. 31
	32	★ 医療法人 南労会 紀和病院	〒648-0085 橋本市岸上 1 8 - 1	0736-33-5000	R5. 10. 20	R8. 10. 18
	33	★ 和歌山県立医科大学附属病院 紀北分院	〒649-7113 伊都郡かつらぎ町妙寺 2 1 9	0736-22-0066	R4. 1. 7	R7. 1. 6
	③	★ 高野町立高野山総合診療所	〒648-0211 伊都郡高野町大字高野山 6 3 1 番地	0736-56-2911	R6. 4. 2	R9. 4. 1
有田5	34	有田市立病院	〒649-0316 有田市宮崎町 6	0737-82-2151	R4. 2. 8	R7. 2. 6
	35	桜ヶ丘病院	〒649-0304 有田市箕島 9 0 4 番地	0737-83-0078	R6. 6. 28	R9. 6. 27
	36	済生会有田病院	〒643-0007 有田郡湯浅町吉川 5 2 - 6	0737-63-5561	R4. 11. 8	R7. 11. 5
	37	西岡病院	〒643-0034 有田郡有田川町小島 2 7 8 - 1	0737-52-6188	R5. 2. 3	R8. 1. 31
	38	有田南病院	〒643-0034 有田郡有田川町小島 1 5	0737-52-3730	R6. 6. 14	R9. 6. 10
御坊4	39	ひだか病院	〒644-0002 御坊市茵 1 1 6 - 2	0738-22-1111	R4. 7. 1	R7. 6. 30
	40	北出病院	〒644-0011 御坊市湯川町財部 7 2 8 - 4	0738-22-2188	R5. 2. 3	R8. 1. 31
	41	整形外科北真病院	〒644-0012 御坊市湯川町小松原 4 5 4	0738-22-3352	R5. 2. 3	R8. 1. 31
	42	独立行政法人 国立病院機構 和歌山病院	〒644-0044 日高郡美浜町和田 1 1 3 8	0738-22-3256	R6. 4. 2	R9. 3. 31
田辺5	43	★ 医療法人 研医会 田辺中央病院	〒646-0042 田辺市南新町 1 4 7	0739-24-5333	R5. 2. 3	R8. 1. 31
	44	★ 紀南病院	〒646-0011 田辺市新庄町 4 6 - 7 0	0739-22-5000(昼) 0739-22-5935(夜)	R5. 5. 2	R8. 4. 30
	45	★ 独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	〒646-8558 田辺市たきない町 2 7 - 1	0739-26-7050	R4. 7. 1	R7. 6. 30
	46	★ 白浜はまゆう病院	〒649-2211 西牟婁郡白浜町 1 4 4 7	0739-43-6200	R6. 7. 2	R9. 6. 29
	47	国保すさみ病院	〒649-2621 西牟婁郡すさみ町周参見 <u>2 9 1 6</u>	0739-55-2065	R5. 2. 3	R8. 1. 31
新宮3	48	新宮市立医療センター	〒647-0072 新宮市蜂伏 1 8 - 7	0735-31-3333	R4. 5. 2	R7. 4. 30
	49	那智勝浦町立温泉病院	〒649-5331 東牟婁郡那智勝浦町 天満 1 1 8 5 - 4	0735-52-1055	R6. 4. 2	R9. 3. 31
	50	くしもと町立病院	〒649-3510 東牟婁郡串本町サンゴ台 6 9 1 番地 7	0735-62-7111	R5. 11. 7	R8. 11. 1

○印は診療所 無印は病院 ★印は救急告示医療機関でかつ病院群輪番制参加医療機関（14機関）

和歌山県交通安全対策会議構成表

会長 和歌山県知事

種別	機 関	委 員	幹 事
1 号	近畿管区警察局	広域調整部長	広域調整第二課長
	近畿経済産業局	総務企画部長	総務企画部総務課長
	近畿運輸局	総務部長	安全防災・危機管理課長
			和歌山運輸支局 首席運輸企画専門官（総務企画担当）
	近畿総合通信局	総務部長	総務部企画課長
	和歌山地方気象台	台長	防災管理官
	和歌山労働局	局長	労働基準部健康安全課長
	近畿地方整備局	道路部長	和歌山河川国道事務所長
紀南河川国道事務所長			
2 号	和歌山県教育委員会	教育長	学校教育局教育支援課長
			生涯学習局生涯学習課長
3 号	和歌山県警察本部	本部長	交通部交通企画課長
			交通部交通指導課長
			交通部交通規制課長
			交通部運転免許課長
4 号	和歌山県	知事室長	広報課長
		危機管理部長	危機管理局危機管理消防課長
			危機管理局災害対策課長
		地域振興部長	地域政策局総合交通政策課長
		環境生活部長	生活局県民生活課長
		共生社会推進部長	こども家庭局こども未来課長
			こども家庭局こども支援課長
		福祉保健部長	福祉保健政策局長寿社会課長
			福祉保健政策局障害福祉課長
			福祉保健政策局こころの健康推進課長
			健康局医務課長
		県土整備部長	道路局道路政策課長
道路局道路保全課長			
道路局道路建設課長			
都市住宅局都市政策課長			
6 号	和歌山県市長会	会長	事務局長
	和歌山県町村会	会長	事務局長
	和歌山県消防長会	会長	参与
7 号	和歌山県交通指導員会連絡協議会	会長	－
	和歌山県交通安全母の会連絡協議会	会長	－
特別	西日本旅客鉄道株式会社	近畿統括本部和歌山支社長	近畿統括本部安全推進部課長
	西日本高速道路株式会社	関西支社保全サービス事業部 道路管制センター長	和歌山高速道路事務所長